

令和 6 年度奈良県支援調整会議

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について

令和 6 年 5 月 22 日

厚生労働省 社会・援護局総務課 女性支援室

行政説明1

女性支援事業の現状について

婦人保護事業に係る法制度等の主な沿革

昭和21年11月	婦人保護要綱の制定（厚生省社会局通達により婦人保護施設制度化）
昭和31年 5月	売春防止法（昭和31年法律第118号）の創設
昭和32年 4月	売春防止法施行（第2章の刑事処分を除く）
昭和33年 4月	売春防止法全面施行（補導処分を第3章として追加）
昭和38年 3月	婦人保護事業の実施要領の創設（厚生事務次官通達）
平成11年 4月	夫等からの暴力により保護を必要とする女性への対応について（社会・援護局、児童家庭局連盟通知）
平成12年 5月	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の制定
平成13年 4月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）（平成13年法律第31号）の制定
平成14年 3月	婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成14年厚労令49号）の創設
平成14年 3月	配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託についての創設（雇用均等・児童家庭局通知）
平成14年 4月	DV防止法全面施行
平成16年 6月	DV防止法改正（16/12/2改正DV法施行）
平成16年12月	人身取引対策行動計画の策定
平成19年 7月	DV防止法第2次改正（20/1/11第2次改正DV防止法施行）
平成20年 1月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）
平成21年12月	人身取引対策行動計画2009の決定（犯罪対策閣僚会議）
平成25年 3月	「婦人保護事業等の課題に関する検討会のこれまでの議論の整理」集約
平成25年 6月	DV防止法第3次改正（26/1/3施行）
12月	ストーカー行為等の規制等に関する法律改正（25/10/3全面施行）
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針 ※H20.1の告示は廃止（平成25年内閣府、国会公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）
平成26年 3月	「婦人相談所ガイドライン」策定（一部改訂 28/6/14、29/4/28、30/3/30）
平成26年12月	人身取引対策行動計画2014の策定
平成27年 3月	ストーカー総合対策取りまとめ
平成27年 3月	「婦人相談員相談・支援指針」策定（一部改訂 30/3/30）
平成28年 6月	売春防止法の一部改正（婦人相談員の非常勤規定の削除29/4/1施行）、（婦人相談所長による報告義務28/10/1施行）
平成28年12月	ストーカー行為等の規制等に関する法律改正（29/6/14全面施行）
平成29年 3月	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策を策定（いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定）
5月	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策を策定（関係府省対策会議決定）
6月	刑法（明治40年法律第45号）の一部改正（29/7/13施行）
令和元年 6月	児童福祉法等の一部改正（R2/4/1一部施行）※児童虐待とDV対策との連携強化について規定
令和4年 5月	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の成立（R6/4/1施行）※議員立法
令和5年 3月	女性相談支援センターに関する政令（令和5年政令第85号）
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則（令和5年厚生労働省令第37号）
	女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）
	困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和5年厚生労働省告示第111号）
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和5年厚生労働省告示第109号）
	女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準第十八条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（令和5年厚生労働省告示第110号）
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第163号）
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和5年厚生労働省令第68号）
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（令和5年厚生労働省告示第171号）
令和5年 5月	DV防止法改正第4次改正（6/4/1施行）
令和5年 9月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（一部改訂 5/9/8）
令和6年 1月	女性支援の充実に向けた宣言（三田宣言）（令和6年1月26日女性支援新法全国フォーラム合意）
令和6年 3月	女性支援事業の実施について（社会・援護局長通知）
	・女性相談支援センターガイドライン
	・女性相談支援センター設置要綱
	・女性相談支援員相談・支援指針
	・女性自立支援施設運営指針
令和6年 4月	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行

1. 女性相談事業について

女性支援事業の概要

I. 根拠法及び対象者

1. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年制定／令和6年4月施行）

対象者：困難な問題を抱える女性（※）

※ 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）

2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年制定／平成13年10月施行）

対象者：配偶者からの暴力を受けた者（事実婚を含む）

3. 人身取引対策行動計画（平成16年12月）→ 2009・2014・2022）

対象者：人身取引被害者

4. ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年制定／平成11年11月施行）

対象者：ストーカー被害者

II. 実施機関

1. 女性相談支援センター（※）及び一時保護所

※ 全ての女性相談支援センターが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としての位置づけられている。

2. 女性相談支援員

3. 女性自立支援施設

4. 困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体

※ このほか一時保護の委託先として、母子生活支援施設・民間シェルター等

女性支援事業の概要

本人の立場に寄り添って相談に応じ、様々な機関と連携・協力して、一人一人のニーズに応じて包括的な支援を実施

困難な問題を抱える女性

女性相談支援センター [49か所] ※ 配偶者暴力相談支援センターとしての位置づけあり

- 各都道府県 1 か所（徳島県のみ 3 か所）
- 相談・カウンセリング・情報提供を実施

女性相談支援員

[全国1,595人]

- 女性相談支援センターや福祉事務所等に配置
- 相談・専門的技術に基づく援助等を実施

一時保護所 [各都道府県 1 か所]

- 女性相談支援センターに併設
- 民間シェルター、老人福祉施設、障害者支援施設等への一時保護委託。
- 中長期的な支援が必要な場合、女性自立支援施設への入所措置決定

女性自立支援施設

[39都道府県、47か所]

- 生活支援、心理的ケア、自立支援を実施

民間シェルター 母子生活支援施設等

関係機関等

連携・協力

自立

福祉事務所・市町村

生活保護、生活困窮者自立支援、母子生活支援施設入所、保育所入所、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活援助事業、児童扶養手当の支給 等

母子家庭等就業・自立支援センター：職業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等

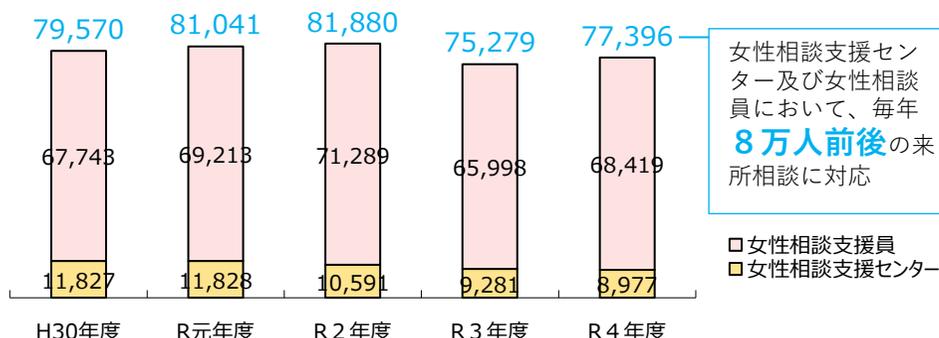
ハローワーク：マザーズハローワーク等における子育て女性等への就職支援サービスの提供

児童相談所：心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

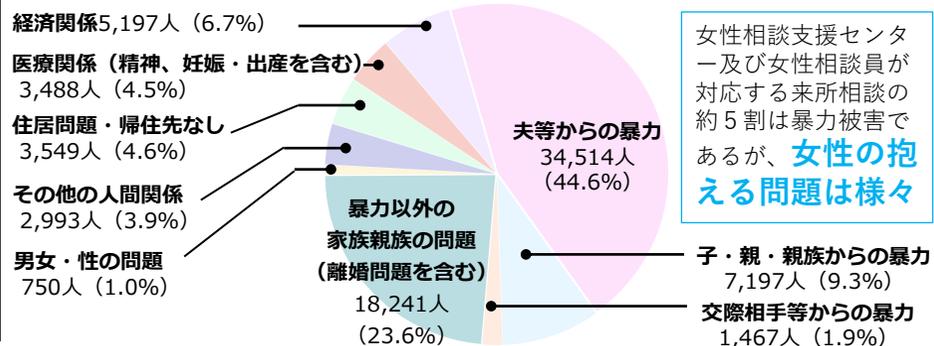
(令和 5 年 4 月 1 日現在)

女性支援の現状

● 女性相談支援センター及び女性相談員による来所相談人数



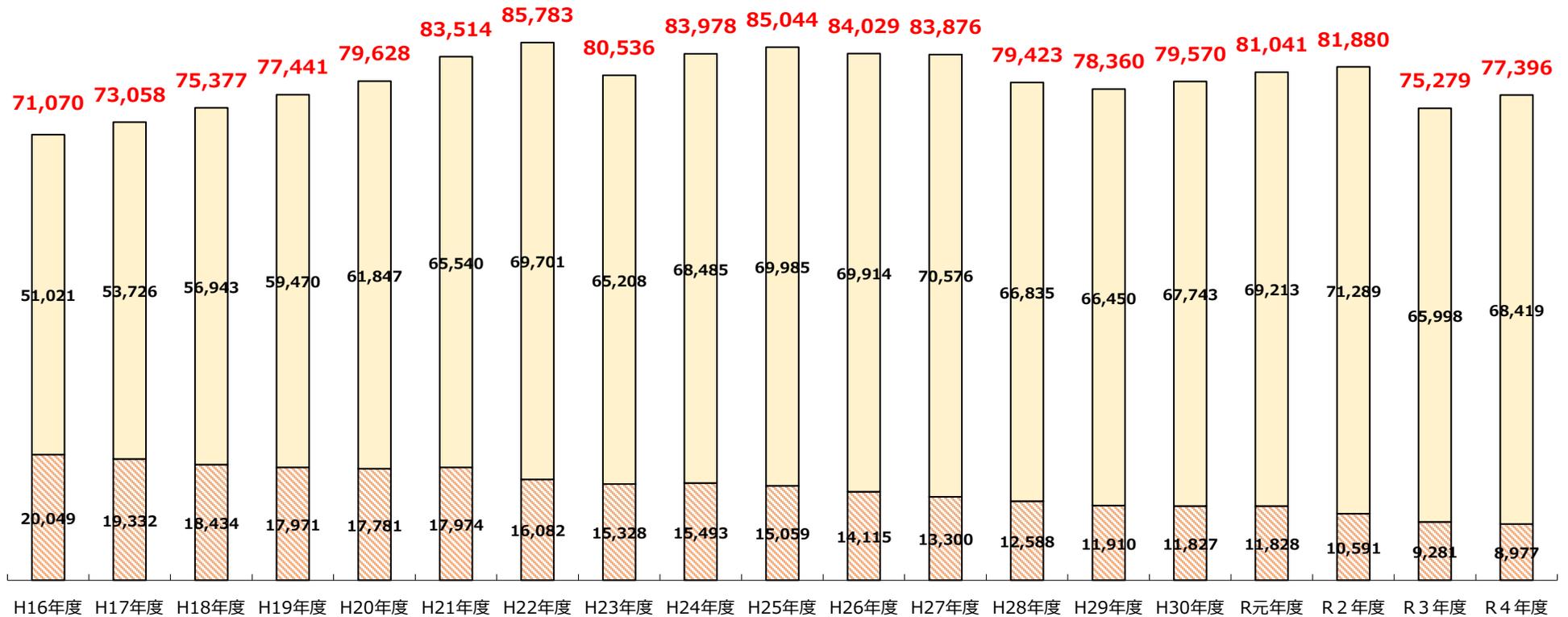
● 女性相談支援センター及び女性相談員による来所相談の内容



女性相談支援センター及び女性相談支援員による 来所相談人数の推移

- 女性相談支援員による来所相談人数は、平成22年度以降横ばい傾向にある。一方で、女性相談支援センターにおける来所相談人数は、平成15年度から減少傾向にある。

(実人数)



■ 女性相談支援センター

■ 女性相談支援員

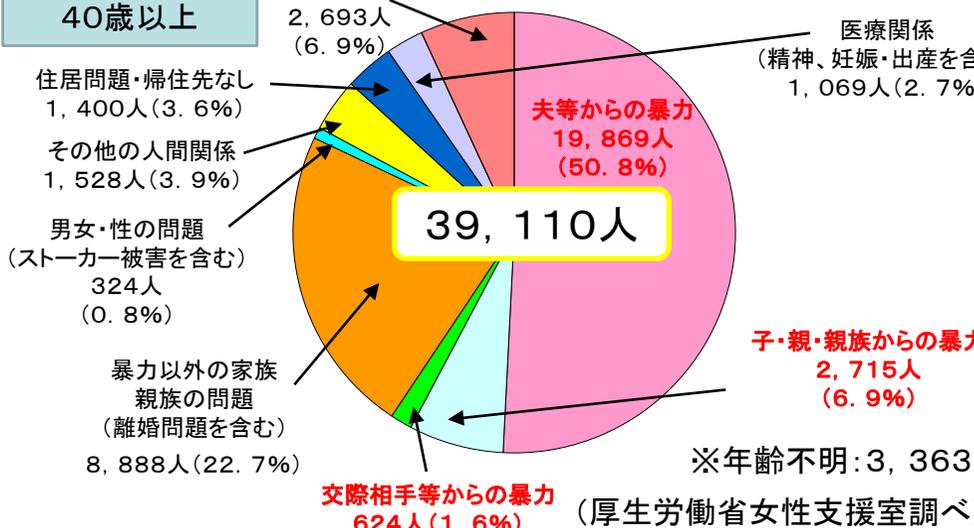
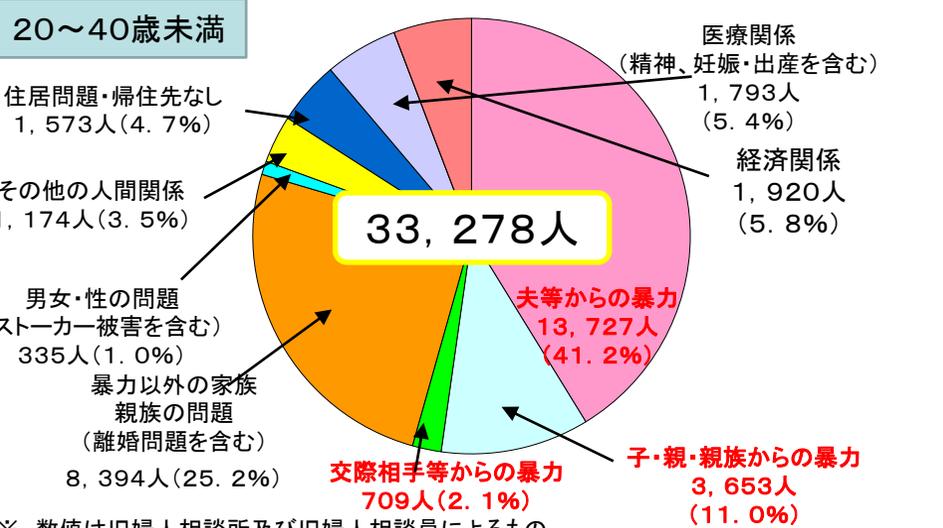
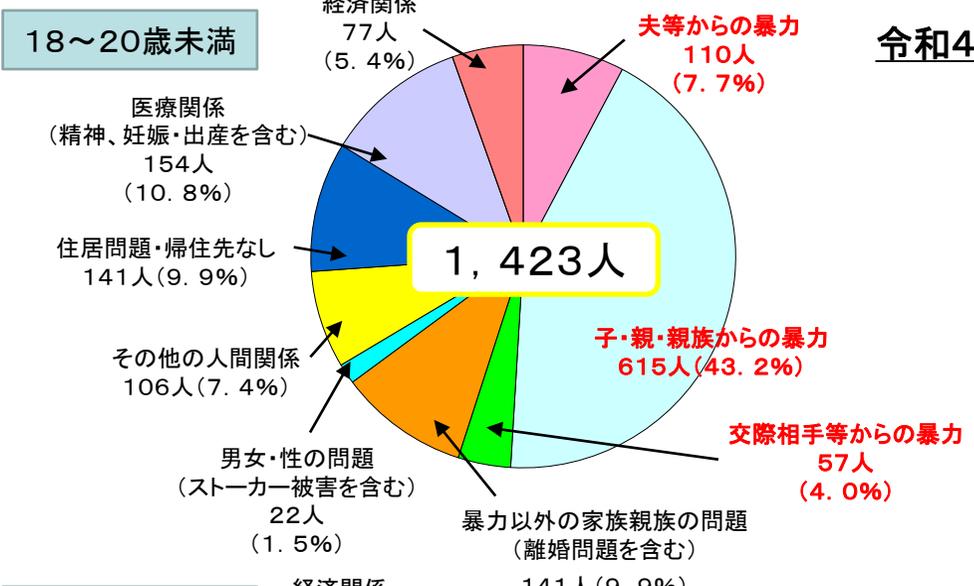
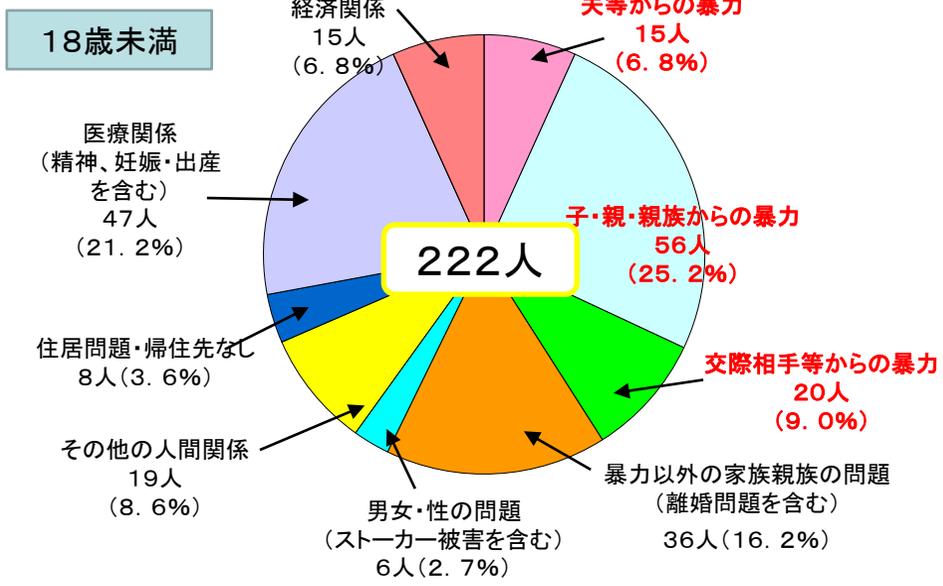
※ 数値は旧婦人相談所及び旧婦人相談員によるもの

(厚生労働省女性支援室調べ)

女性相談支援センター及び女性相談支援員が受付けた 来所相談の内容（年齢別）

令和4年度

- 18歳未満は、全体の0.3%。相談内容では、子・親・親族からの暴力25.2%、医療関係21.2%の順が多い。
- 18歳以上20歳未満は、全体の1.9%。相談内容では、子・親・親族からの暴力43.2%、医療関係10.8%の順が多い
- 20歳以上40歳未満は、全体の45.0%。相談内容では、夫等からの暴力41.2%、暴力以外の家族親族の問題25.2%の順が多い。
- 40歳以上は、全体の52.8%。相談内容では、夫等からの暴力50.8%、暴力以外の家族親族の問題22.7%の順が多い。



※年齢不明: 3,363人

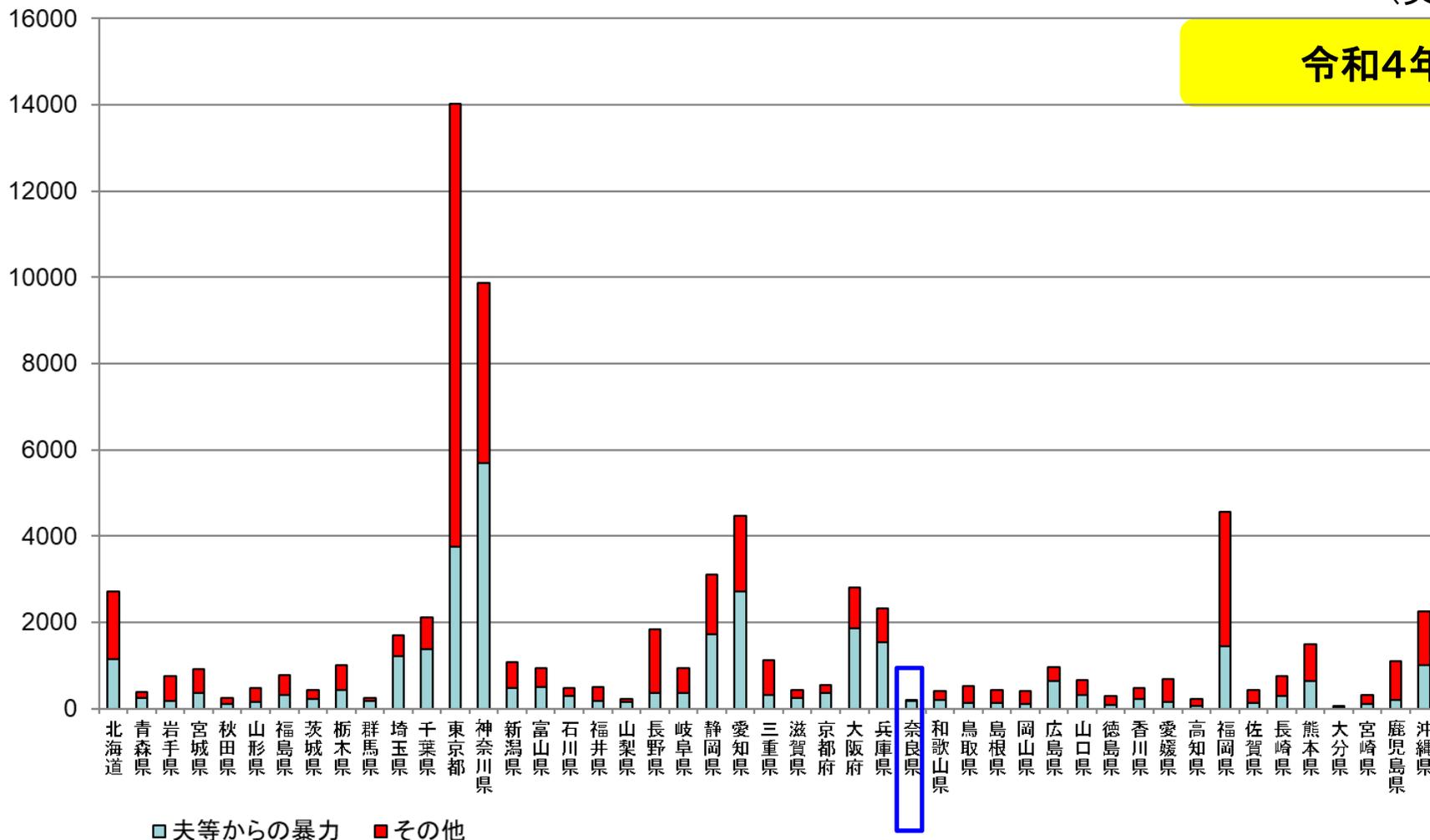
※ 数値は旧婦人相談所及び旧婦人相談員によるもの

女性相談支援センター及び女性相談支援員が受付けた 来所相談人数（都道府県別）

○相談件数や相談内容の傾向は、都道府県ごとに違いがある。

(実人員)

令和4年度



※ 数値は旧婦人相談所及び旧婦人相談員によるもの

2. 女性相談支援センターについて

女性相談支援センターの概要

根拠法

- ・ 女性相談支援センターは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第9条に基づき、都道府県が設置するものとされている。（指定都市についても任意で設置が可能。）
- ・ また、女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族の一時保護を行う一時保護所を併設している。
- ・ なお、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第3条に基づく、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有している。

支援内容

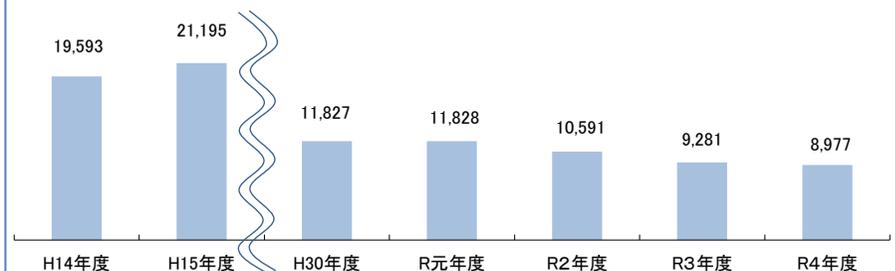
- ① 支援対象者の立場に立って相談に応じること及び女性相談支援員又は相談を行う機関を紹介すること
- ② 支援対象者及び同伴する家族の安全確保並びに一時保護を行うこと
- ③ 支援対象者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助等を行うこと
- ④ 支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行うこと
- ⑤ 支援対象者が居住して保護を受けられることができる施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと

実績

- **設置か所数:49か所**(※)
 - ※ 各都道府県1か所(徳島県のみ3か所)
 - ※ 24時間の相談対応を行っているセンターは3か所(千葉県、大阪府、鳥取県)
- **来所相談実績:8,977人**(令和4年度における実人数)(※)
 - ※ 69.4%(6,229人)が「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」からの暴力被害によるもの。
 - ※ 来所相談のうち「20歳未満」が4.4%(396人)、「20～40歳未満」が45.8%(4,112人)、「40歳以上」が48.7%(4,370人)となっている。

女性相談支援センターの来所相談人数の推移

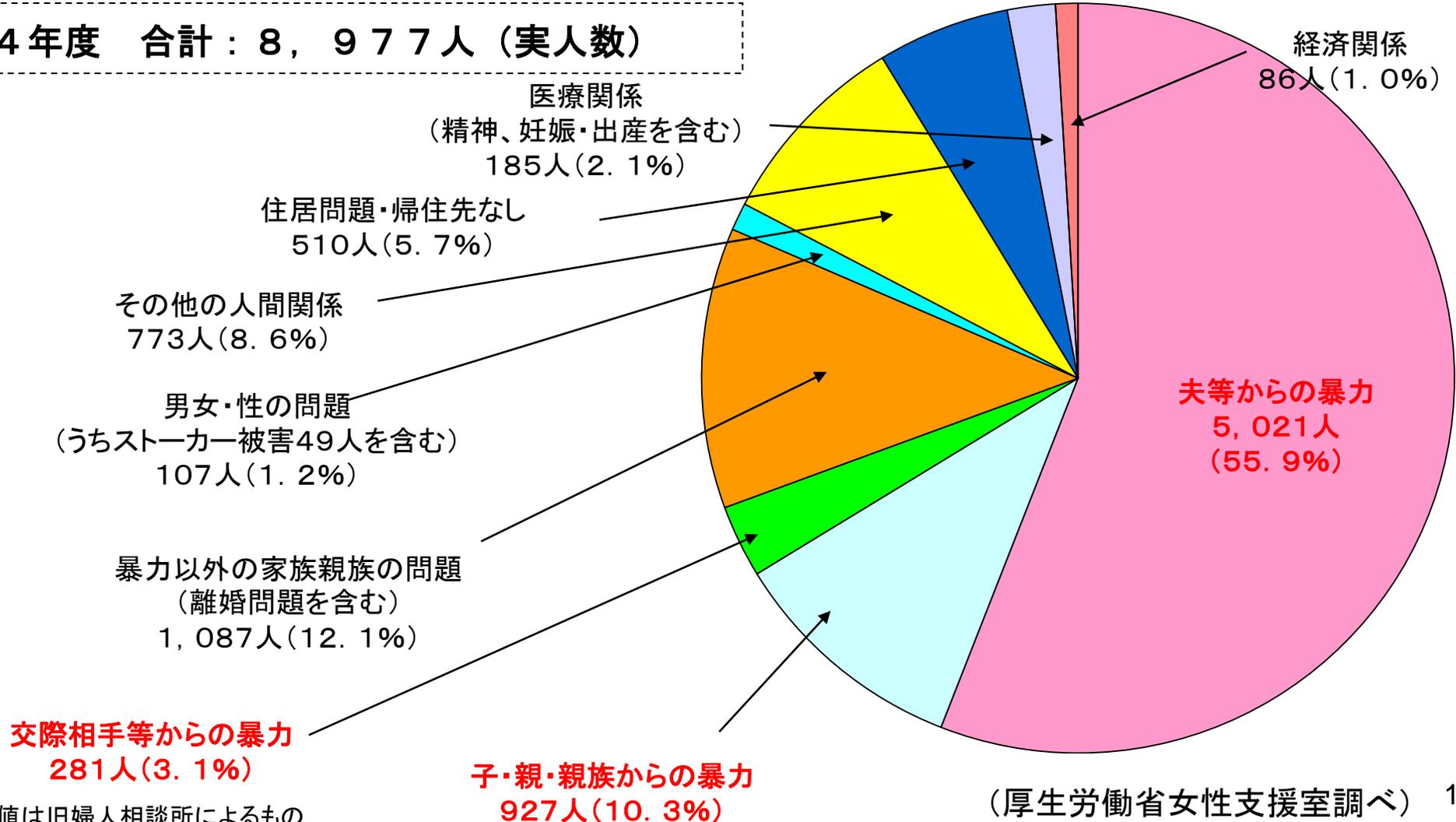
※ 来所相談人数は、平成15年度から減少傾向



女性相談支援センターが受付けた来所相談の内容

- 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の55.9%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の69.3%を暴力被害の相談が占めている。

令和4年度 合計：8,977人（実人数）

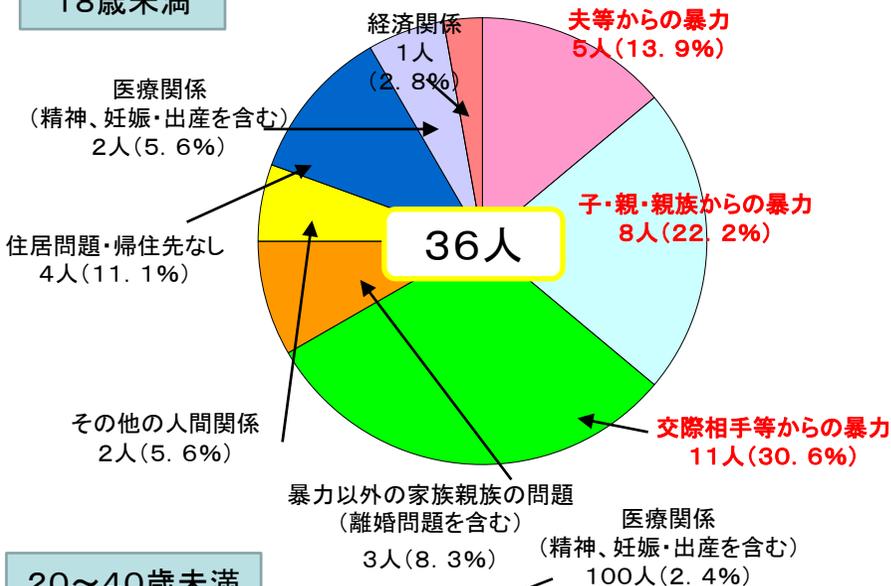


※ 数値は旧婦人相談所によるもの

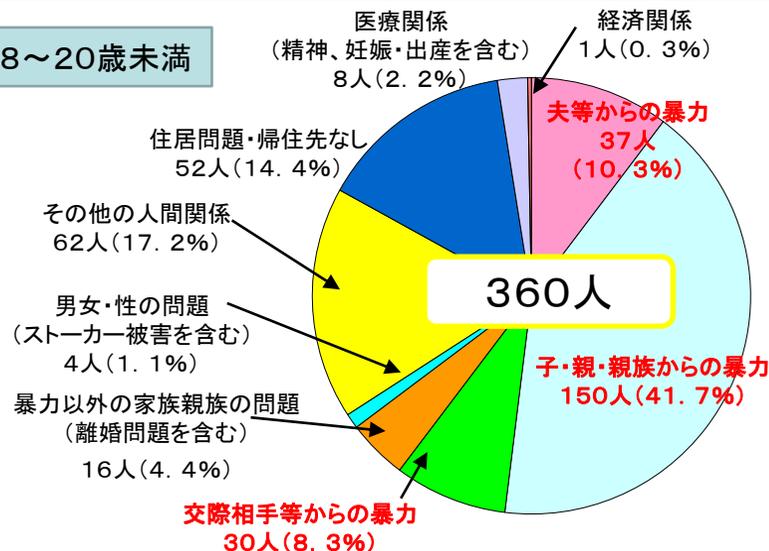
女性相談支援センターが受付けた来所相談の内容（年齢別）

- 18歳未満は、全体の0.4%。相談内容では、交際相手等からの暴力が30.6%、子・親・親族からの暴力が22.2%、夫等からの暴力が13.9%の順が多い。
- 18歳以上20歳未満は、全体の4.1%。相談内容では、子・親・親族からの暴力41.7%、その他の人間関係17.2%の順が多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の46.3%。相談内容では、夫等からの暴力53.2%、子・親・親族からの暴力11.2%の順が多い。
- 40歳以上は、全体の49.2%。相談内容では、夫等からの暴力62.8%、暴力以外の家族親族の問題13.6%の順が多い。

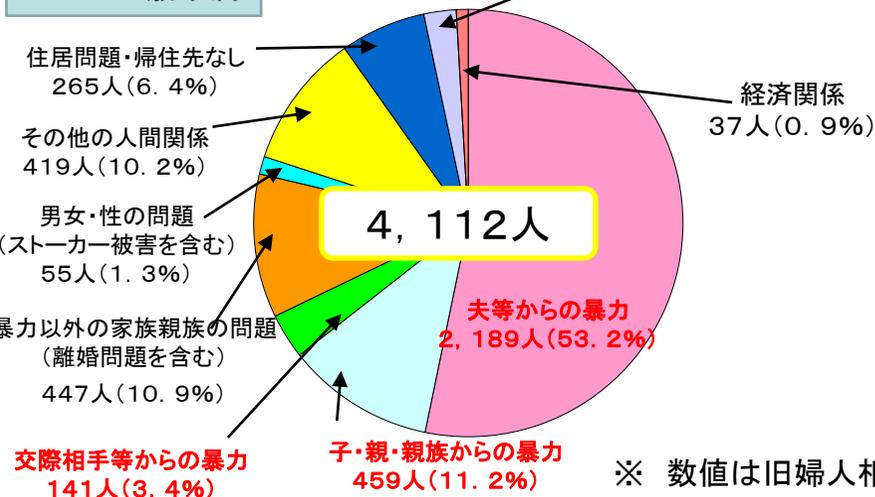
18歳未満



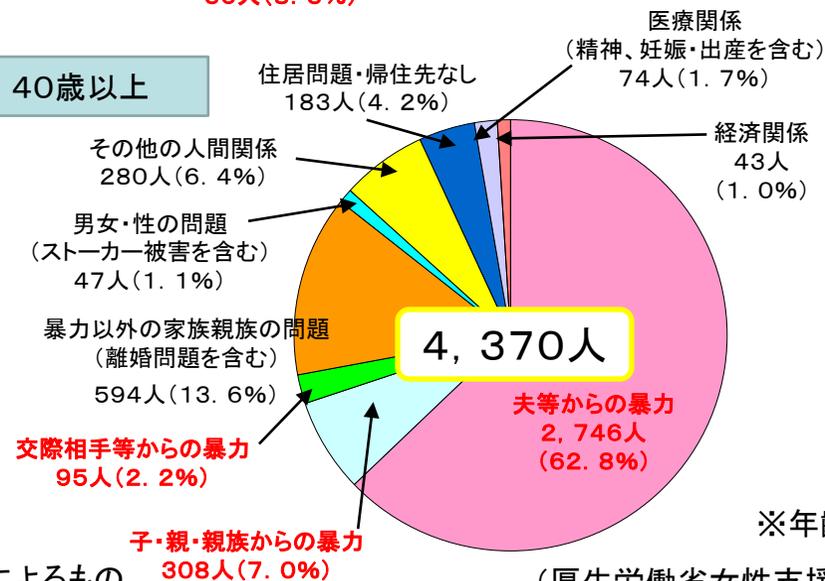
18～20歳未満



20～40歳未満



40歳以上



※年齢不明:99人

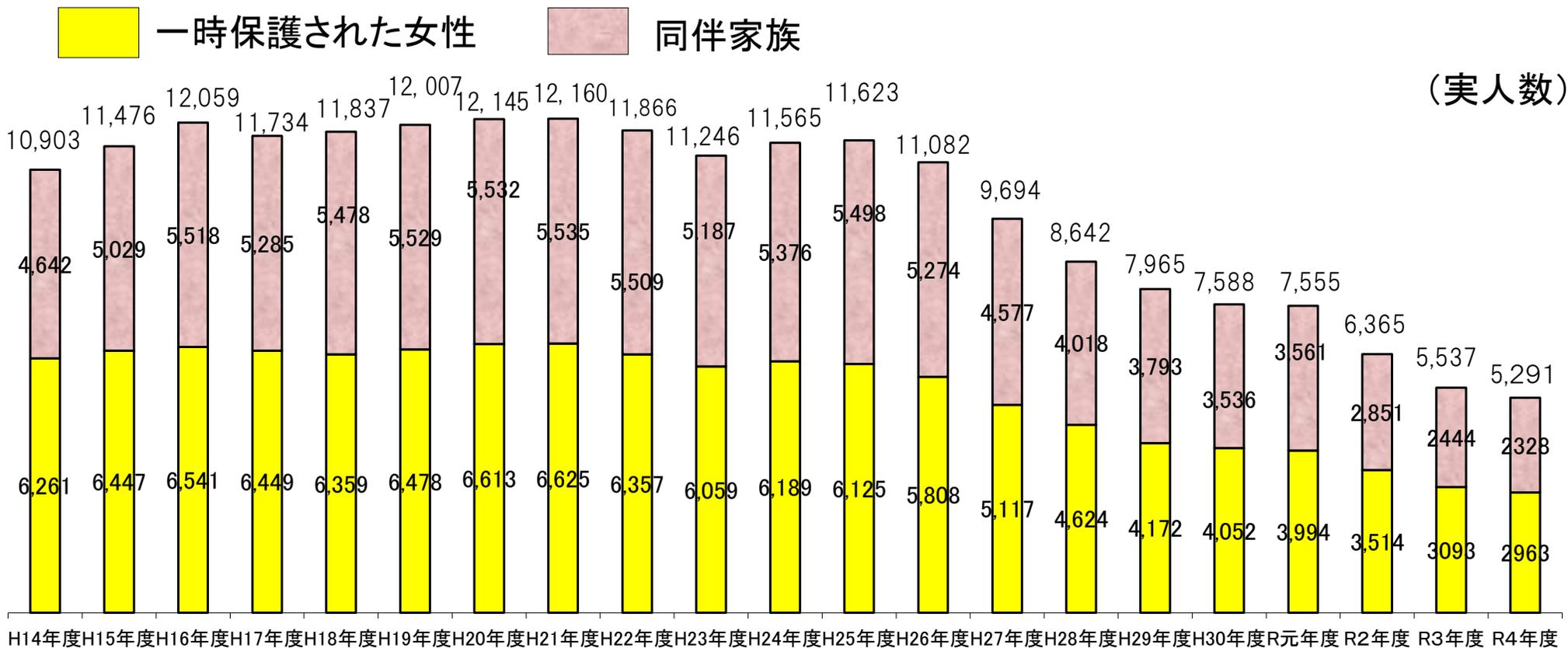
※ 数値は旧婦人相談所によるもの

(厚生労働省女性支援室調べ)

女性相談支援センターによる一時保護者数の推移

○女性相談支援センターにより一時保護された女性は2,963人。同伴家族の数が2,328人で、合計5,291人となっている。(一時保護委託を含む。)

○一時保護の人数は平成14年度から平成16年度にかけて増加し、その後は横ばい傾向が続いたが、平成27年度からは減少している。



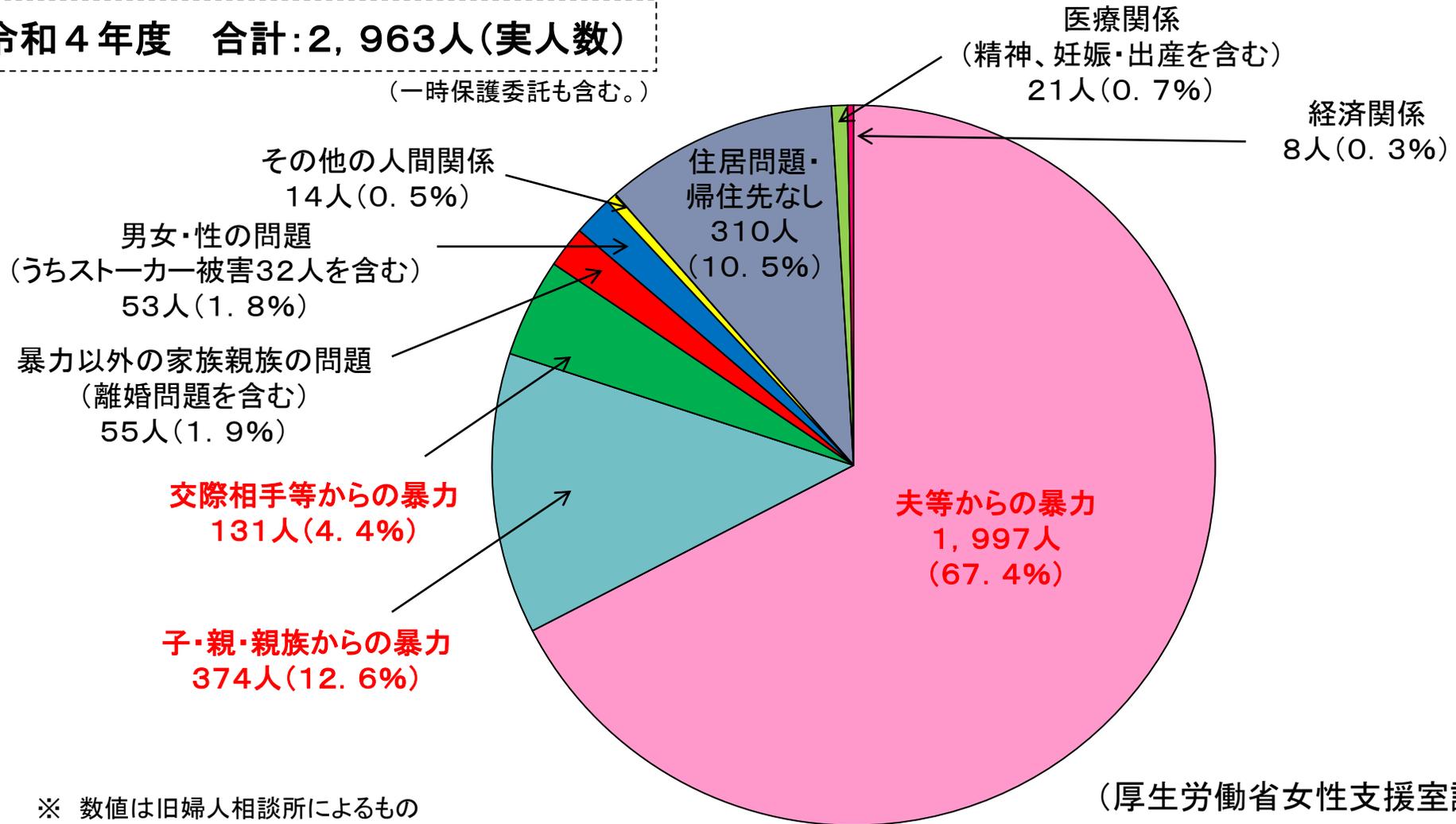
※ 数値は旧婦人相談所によるもの

女性相談支援センターにおける一時保護の理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の67.4%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の84.4%を暴力被害が占めている。

令和4年度 合計:2,963人(実人数)

(一時保護委託も含む。)



※ 数値は旧婦人相談所によるもの

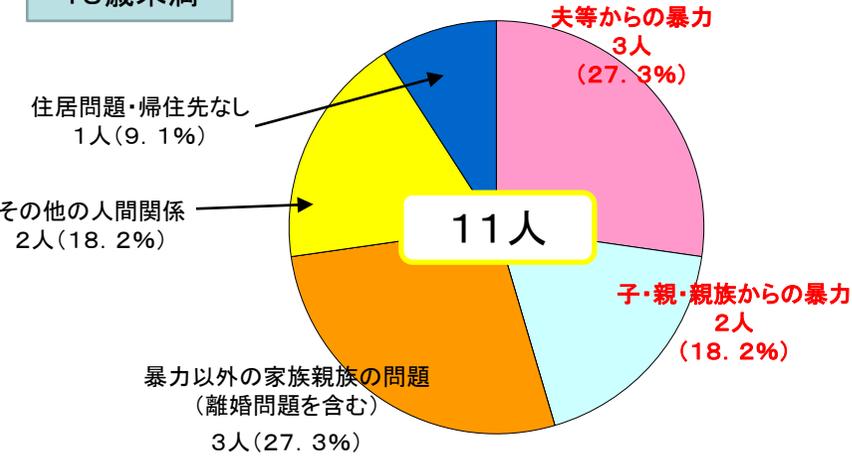
(厚生労働省女性支援室調べ)

女性相談支援センターにおける一時保護の理由（年齢別）

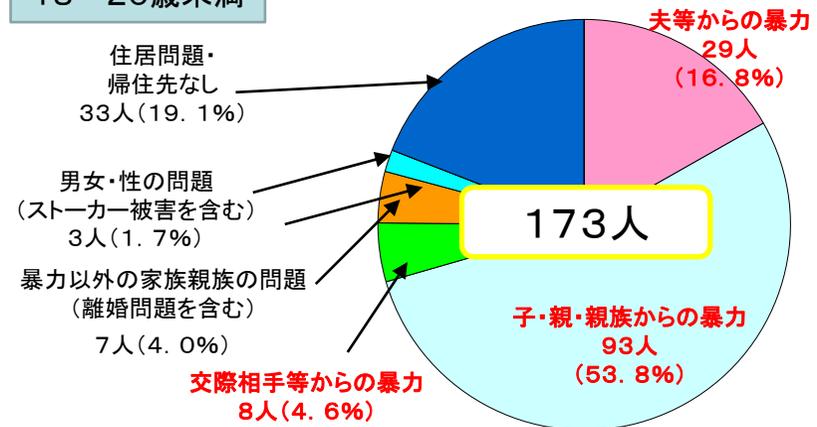
令和4年度

- 18歳未満は、全体の0.4%。保護理由では、夫等からの暴力、暴力以外の家族親族の問題がそれぞれ27.3%となっている。
- 18歳以上20歳未満は、全体の5.8%。保護理由では、子・親・親族からの暴力53.8%、住居問題・帰住先なし19.1%の順が多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の50.6%と最も多い。保護理由では、夫等からの暴力70.7%、住居問題・帰住先なし10.8%の順が多い。
- 40歳以上は、全体の43.2%。保護理由では、夫等からの暴力70.7%、子・親・親族からの暴力12.0%の順が多い。

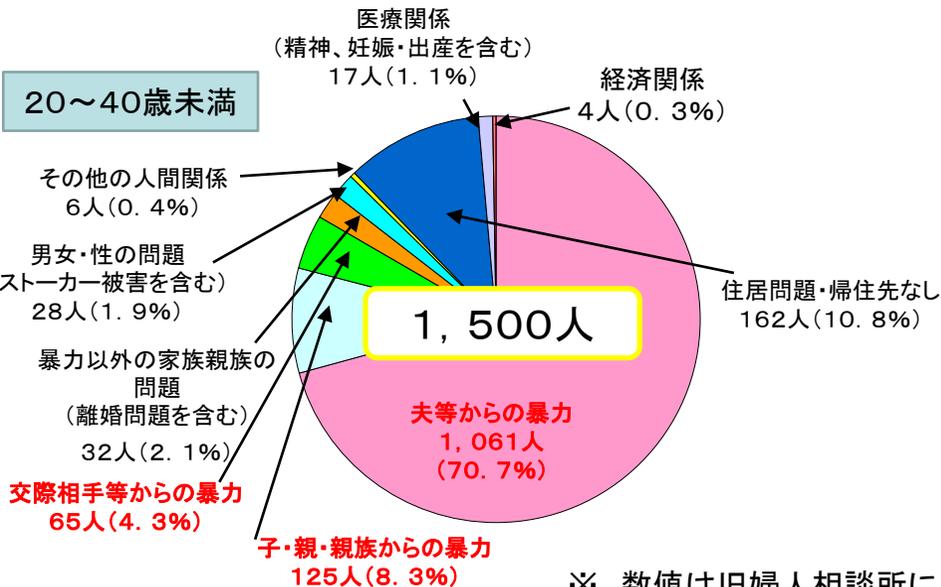
18歳未満



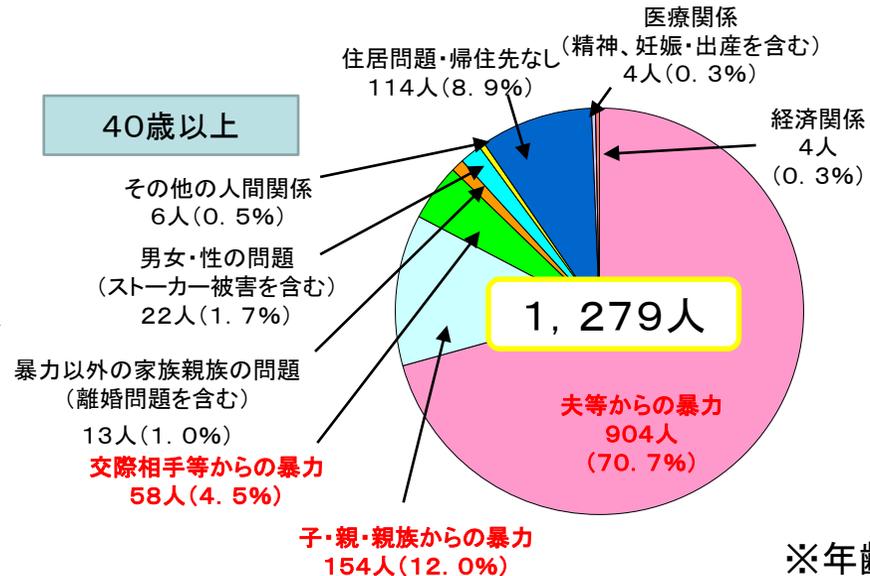
18～20歳未満



20～40歳未満



40歳以上



※年齢不明:0人

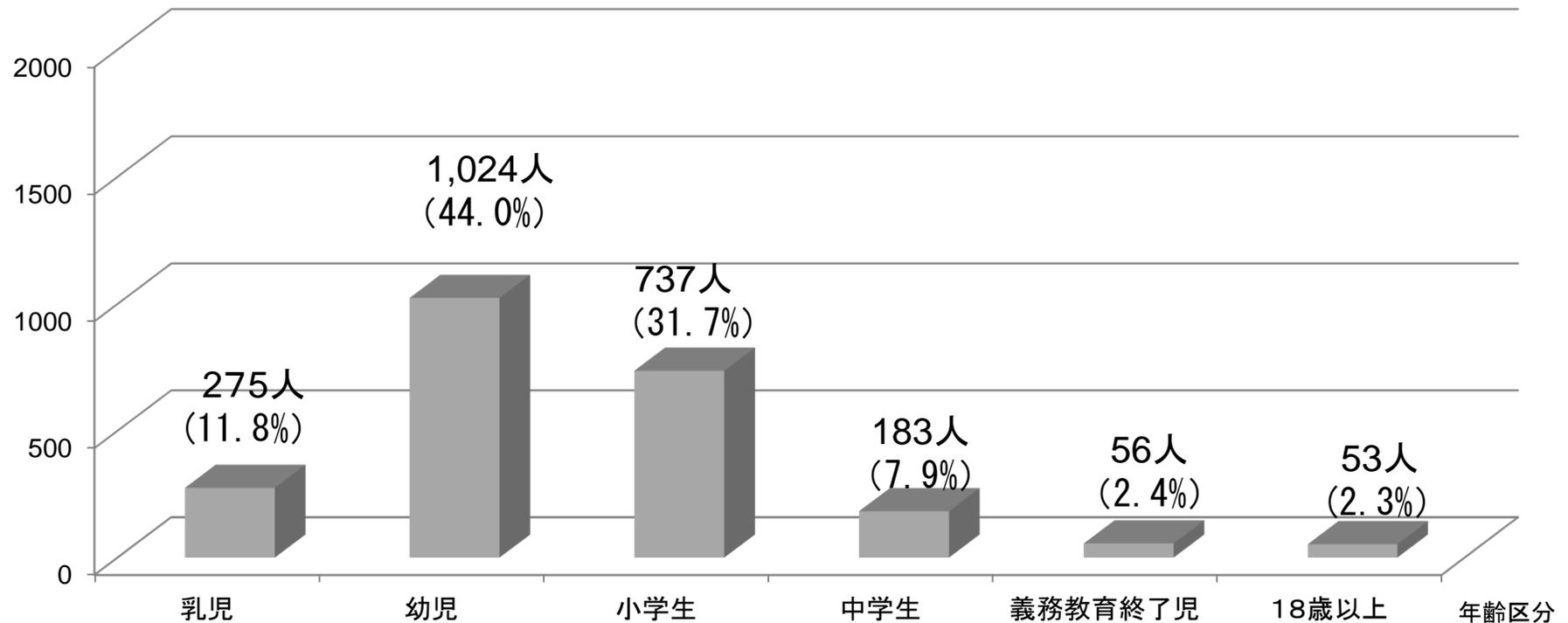
※ 数値は旧婦人相談所によるもの

一時保護同伴家族の状況(令和4年度)

○55.8%が乳児・幼児。31.7%が小学生。同伴家族の97.7%が18歳未満の児童。

○ほとんどが女性相談支援センター(※)一時保護所または一時保護委託先において保護女性と一緒に保護。

○年齢の高い男子を伴う場合は、一時保護を委託するケースが多い。



合計:2,328人(実人員)

※ 数値は旧婦人相談所によるもの

(厚生労働省女性支援室調べ)

一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は、令和5年4月1日現在で330施設。
※各都道府県において委託契約を行っているため、同一施設が複数県から委託を受けていることがあり得る。
- 令和4年度における一時保護委託人数は、2,045人。
(女性本人930人、同伴家族1,115人)である。
- 女性本人の平均在所日数17.7日となっている。(一時保護委託ケース)

一時保護の委託契約施設数(令和4年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間シェルター	児童福祉施設 (注1)	障害者支援施設	婦人保護施設	老人福祉施設	保護施設	その他	合計
カ所数 (注2)	111 (111)	65 (64)	56 (57)	25 (28)	21 (22)	21 (22)	11 (11)	20 (17)	330 (333)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ()内は、令和4年4月1日現在

一時保護された女性の一時保護後の主な状況

(令和4年度中の退所者：2,843人の内訳)

退 所 先		(R4年度)		(参考：R3年度)	
		人	%	人	%
施設	女性自立支援施設	303	10.7	306	10.2
	母子生活支援施設	342	12.0	359	12.0
	その他の社会福祉施設	286	10.1	335	11.2
民間団体		243	8.5	250	8.4
自立		386	13.6	428	14.3
帰宅		477	16.8	473	15.8
帰郷（実家等）		368	12.9	383	12.8
知人・友人宅		120	4.2	102	3.4
病院		90	3.2	74	2.5
その他		228	8.0	277	9.3
計		2,843	100.0	2,987	100.0

※このほかに、同伴家族が2,245人いる。うち2,186人(97.4%)は女性と同じ移行先へ。

母子分離して児童相談所に保護された児童は50人(2.2%)、帰宅が2人(0.08%)、
その他が7人(0.3%)。

3. 女性相談支援員について

女性相談支援員の概要

根拠法

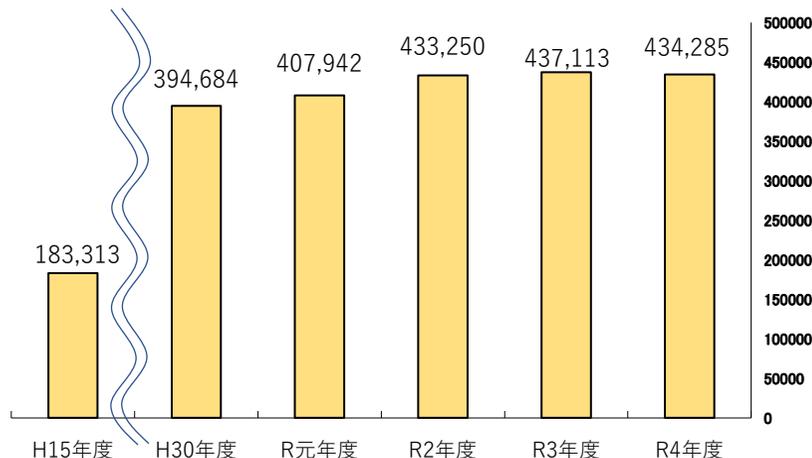
- 女性相談支援員は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第11条に基づき、都道府県及び市町村が配置するものとされている。（都道府県：義務、市町村：努力義務）
- また、任用にあたっては、職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならないものとされている。
- なお、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第4条に基づく、配偶者からの暴力を受けた者の支援も担っている。

支援内容

- 女性相談支援員は相談者の立場に立ち、**①相談対応、②要保護性・緊急性のある相談者への安全確保のための支援、③新たな生活の再建に向けて、一連の支援の流れが切れ目なく展開されるよう、必要な対応**を行う。
- 女性相談支援員は他分野・他機関と連携・協働し社会資源をコーディネートしながら、地域での中長期的・継続的な自立支援までの流れを切れ目なく支援するソーシャルワーカー（ケースワーカー）としての業務を行う。

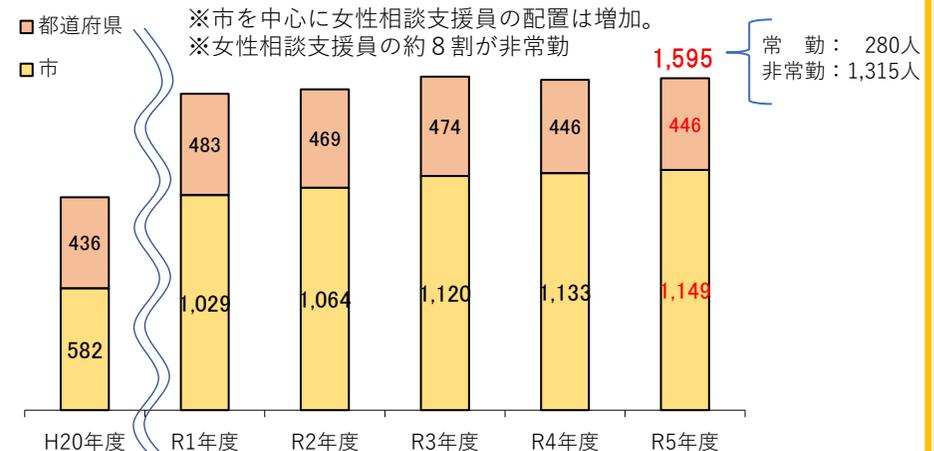
実績

○ 女性相談支援員による相談対応件数（延べ件数）



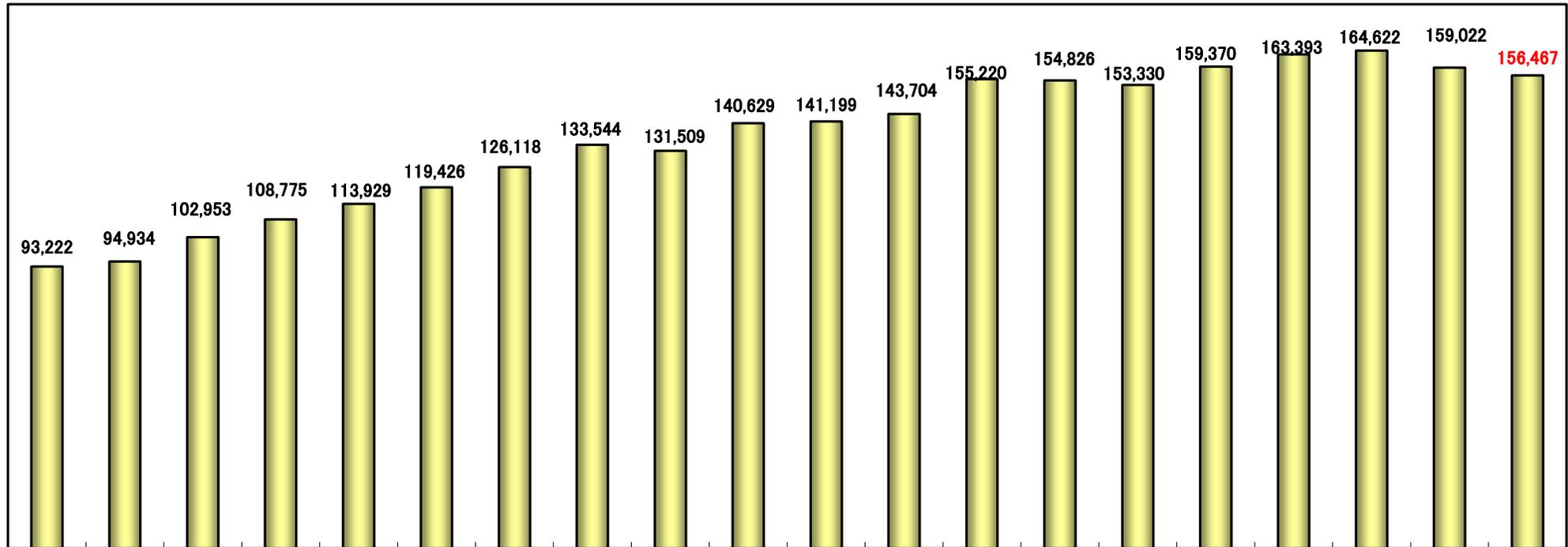
※ 女性相談支援センターに配置された女性相談支援員による相談対応を除く。

○ 女性相談支援員の配置状況



女性相談支援員による相談の状況(実人員)

- 女性相談支援員が受け付けた相談実人員(来所相談及び電話相談等)は、増加傾向となっている。
- DV防止法全面施行の平成14年度(93,574件)と比較すると、令和4年度の相談実人員は、約1.67倍の増加となっている。



H15年度 H16年度 H17年度 H18年度 H19年度 H20年度 H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R元年度 R2年度 R3年度 R4年度

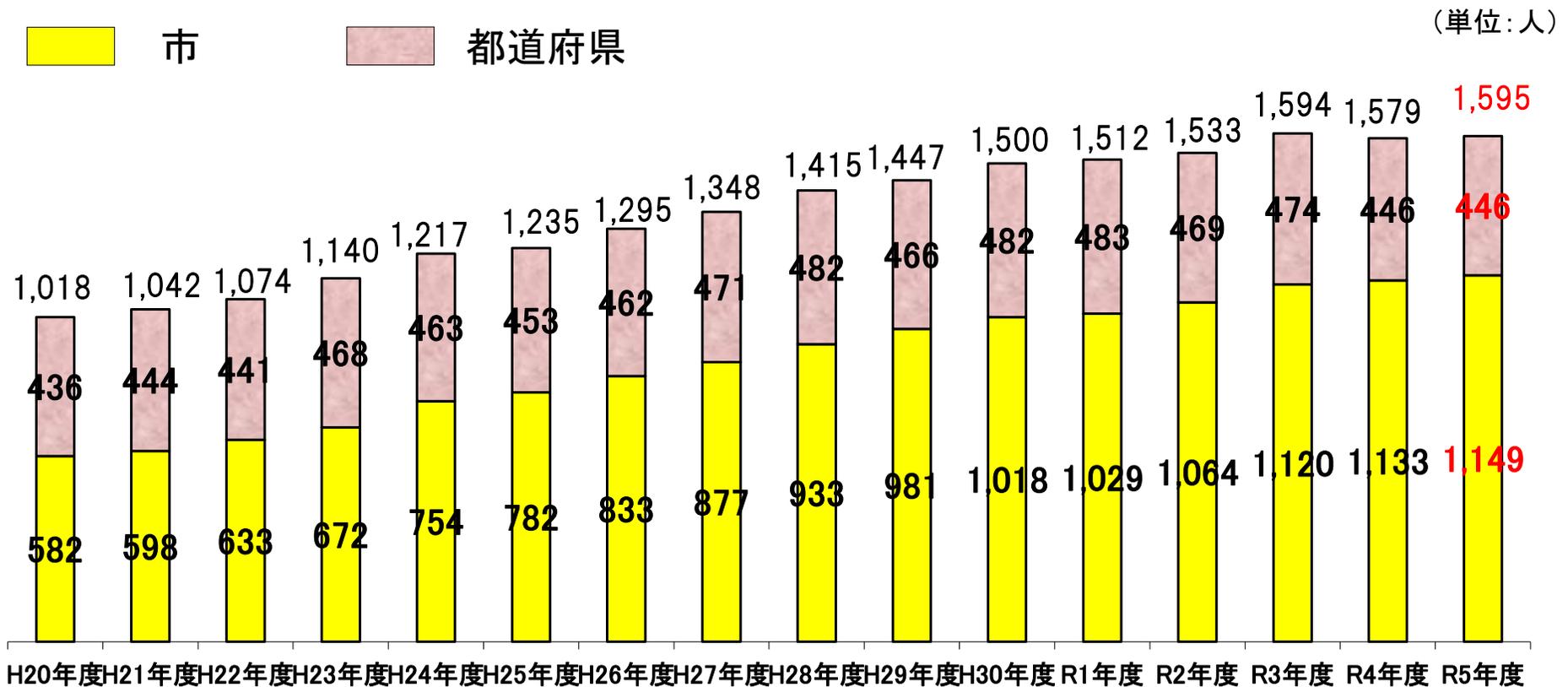
※ 婦人相談所に配置された婦人相談員を除く。

※ 数値は旧婦人相談員によるもの

女性相談支援員の推移

○女性相談支援員は、都道府県及び市から委嘱され、夫等からの暴力を始めとした女性の様々な相談に対応している。

○女性相談支援員の員数は毎年少しずつ増加していたが、令和3年度から横ばい傾向にある。



令和5年4月1日現在

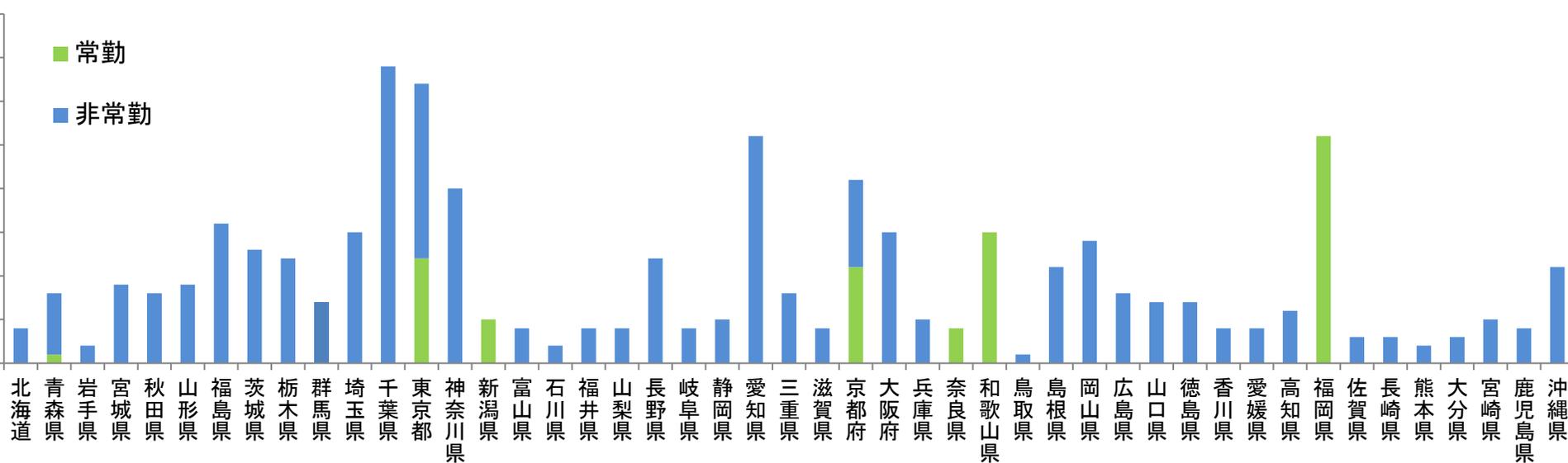
※ 数値は旧婦人相談員によるもの

(厚生労働省女性支援室調べ)

女性相談支援員の都道府県別委嘱状況

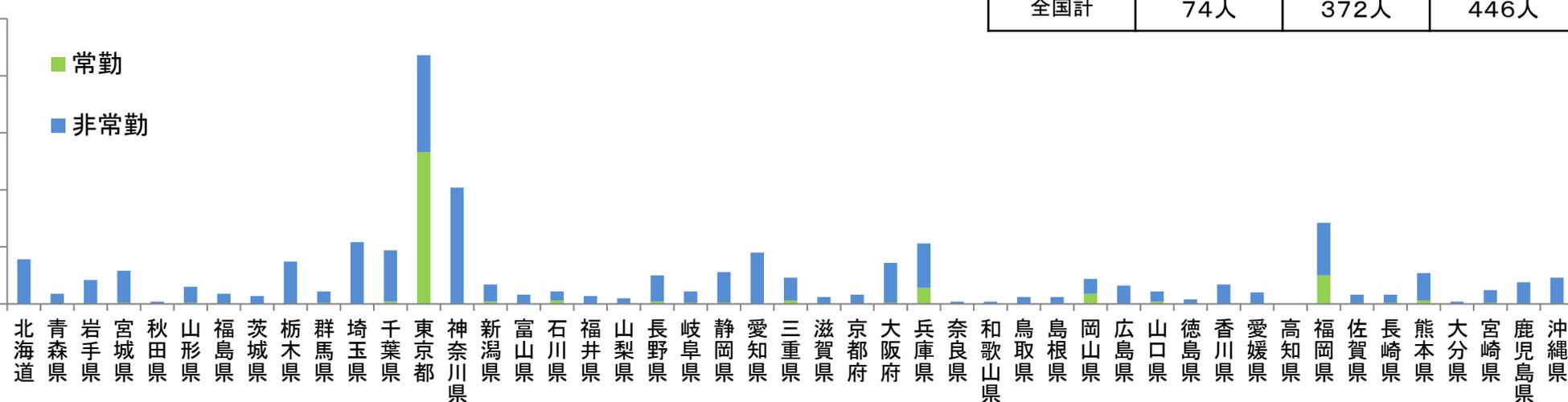
(県)

■ 常勤
■ 非常勤



(市)

■ 常勤
■ 非常勤



	常勤	非常勤	合計
全国計	74人	372人	446人

	常勤	非常勤	合計
全国計	206人	943人	1,149人

令和5年4月1日現在

※ 数値は旧婦人相談員によるもの

女性相談支援員の配置状況と在職年数

○総数1,595人のうち280人、17.6%が常勤となっている。

(常勤の配置は特定の都道府県に偏っている)

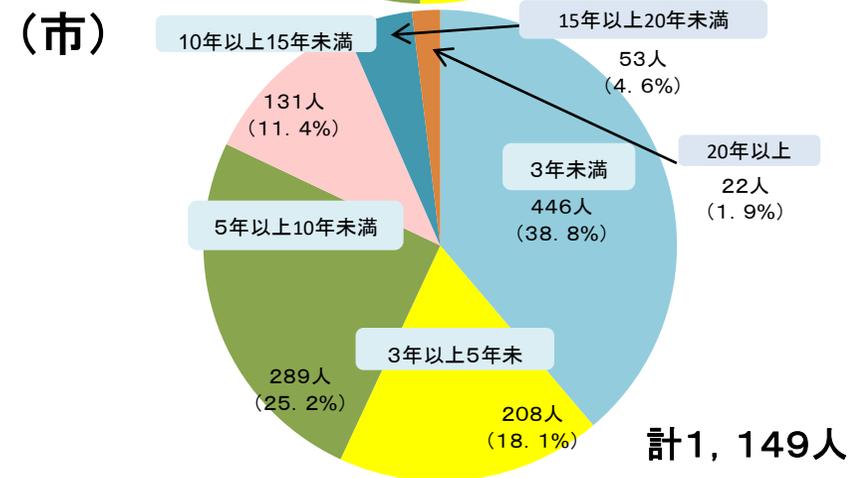
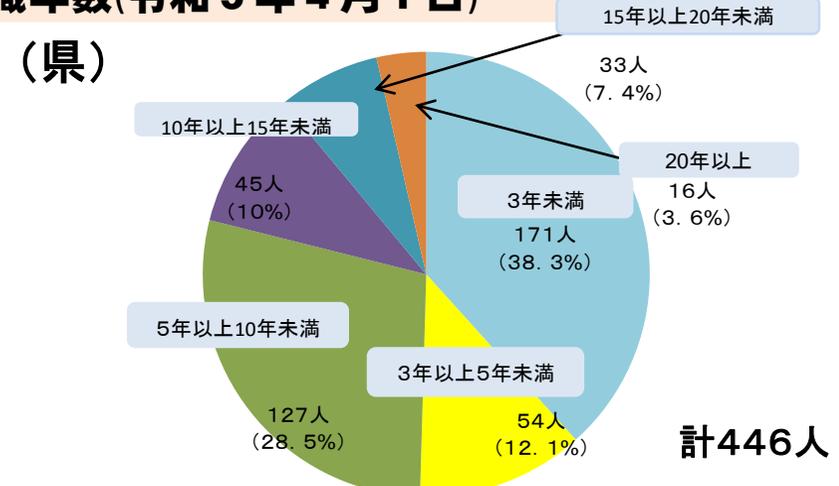
○3年未満の相談員が都道府県では38.3%、市では38.8%を占めている。

配置状況(令和5年4月1日)

(単位:人)

在職年数(令和5年4月1日)

	県	市	合計		県	市	合計
北海道	4	39	43	滋賀県	4	6	10
青森県	8	9	17	京都府	21	8	29
岩手県	2	21	23	大阪府	15	36	51
宮城県	9	29	38	兵庫県	5	53	58
秋田県	8	2	10	奈良県	4	2	6
山形県	9	15	24	和歌山県	15	2	17
福島県	16	9	25	鳥取県	1	6	7
茨城県	13	7	20	島根県	11	6	17
栃木県	12	37	49	岡山県	14	22	36
群馬県	7	11	18	広島県	8	16	24
埼玉県	15	54	69	山口県	7	11	18
千葉県	34	47	81	徳島県	7	4	11
東京都	32	218	250	香川県	4	17	21
神奈川県	20	102	122	愛媛県	4	10	14
新潟県	5	17	22	高知県	6	0	6
富山県	4	8	12	福岡県	26	71	97
石川県	2	11	13	佐賀県	3	8	11
福井県	4	7	11	長崎県	3	8	11
山梨県	4	5	9	熊本県	2	27	29
長野県	12	25	37	大分県	3	2	5
岐阜県	4	11	15	宮崎県	5	12	17
静岡県	5	28	33	鹿児島県	4	19	23
愛知県	26	45	71	沖縄県	11	23	34
三重県	8	23	31	合計	446	1,149	1,595



※ 数値は旧婦人相談員によるもの

(厚生労働省女性支援室調べ)

4. 女性自立支援施設について

女性自立支援施設の概要

根拠法

- 女性自立支援施設は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第12条に基づき、都道府県が設置でき、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護等を行うものとされている。
- また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第5条に基づく、配偶者からの暴力を受けた者の保護も担っている。

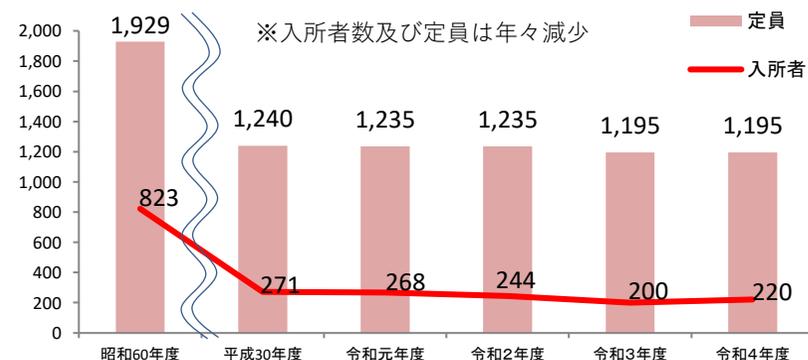
支援内容

- 生活環境の整備** : 心理療法担当職員や個別対応職員等による被害回復に向けた支援、衣食住の提供、日常生活支援
- 同伴家族への支援** : 心理的ケア、通園・通学支援、学習支援
- 就労・就学支援** : 公共職業安定所や民間団体等と連携した職業訓練の受講や就職活動に向けた支援、奨学金制度等の情報提供
- 地域移行支援** : 健康面、経済面、暮らし方等を踏まえた入所者の意向確認、退所に向けた関係機関等との調整
- アフターケア** : 退所後の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供 等

実績

- 設置か所数：47か所（※）
※ 青森県、富山県、奈良県、鳥取県、島根県、高知県、熊本県が未設置。岡山県が休止中。
- 入所実績：574人（令和4年度における実人数）（※）
※ うち366人が「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」からの暴力被害によるもの。（全体の63.7%）
※ このほか、同伴家族234人（うち同伴児童229人）が入所している。
- 平均在所期間：140.2日（令和4年度実績）

○ 女性自立支援施設の定員と入所者の推移

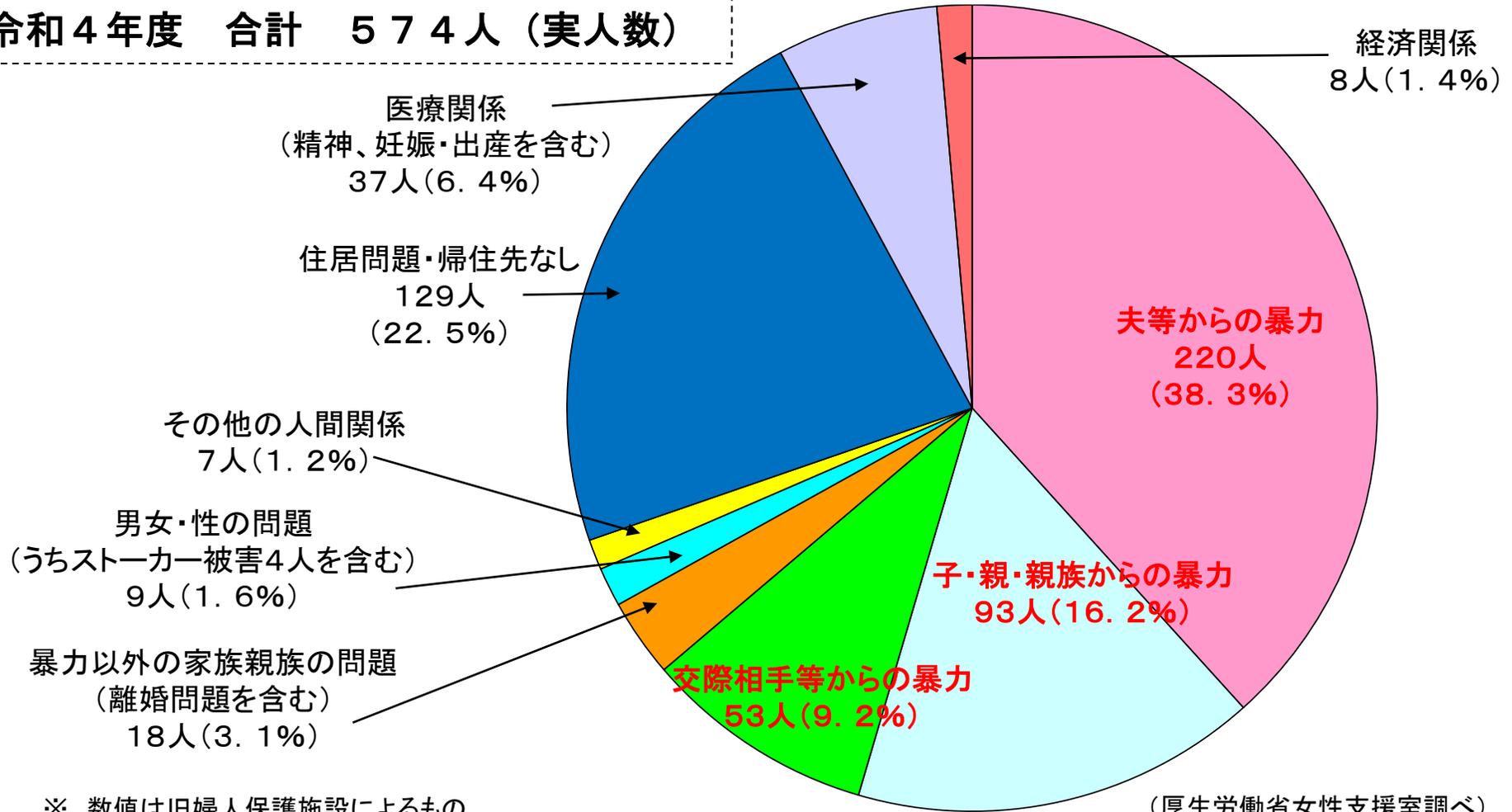


注) 入所者のうち、昭和60年度は10/1時点の入所者数、平成30年度以降は年間平均入所者数

女性自立支援施設における在所者の入所理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする入所者が全体の38.3%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つの暴力被害による入所者が全体の63.7%を占めている。
- ※ なお、在所者574人のほかに、同伴家族234人(うち同伴児童229人)が入所している。
- ※ 在所者574人の平均在所日数は、140.2日

令和4年度 合計 574人 (実人数)



※ 数値は旧婦人保護施設によるもの

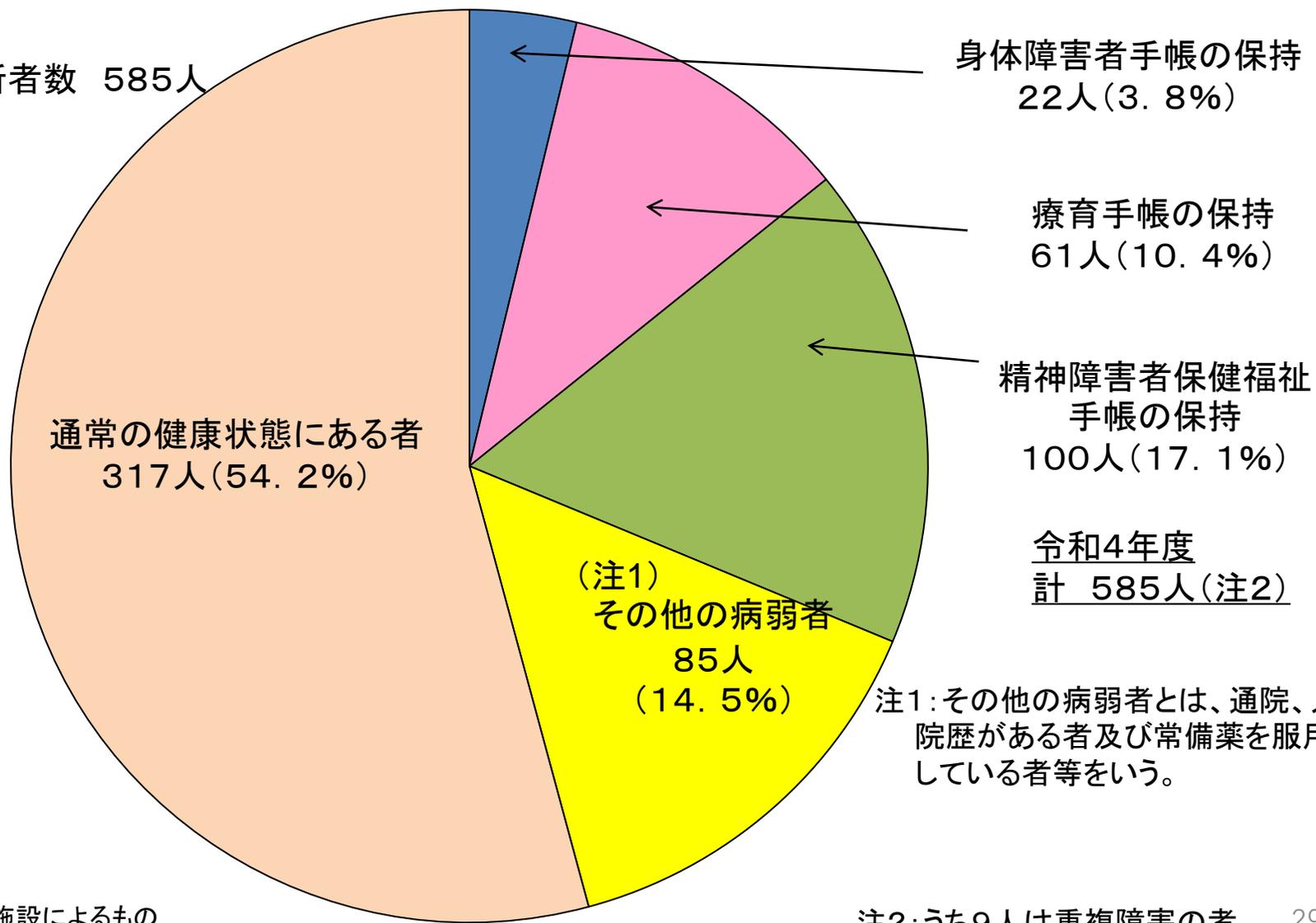
(厚生労働省女性支援室調べ)

女性自立支援施設入所者の心身の状況

○入所者のうち、半数近くの女性が、何らかの障害あるいは病気を抱えている。

(参考) 令和4年度

女性自立支援施設入所者数 585人



注1: その他の病弱者とは、通院、入院歴がある者及び常備薬を服用している者等をいう。

※ 数値は旧婦人保護施設によるもの

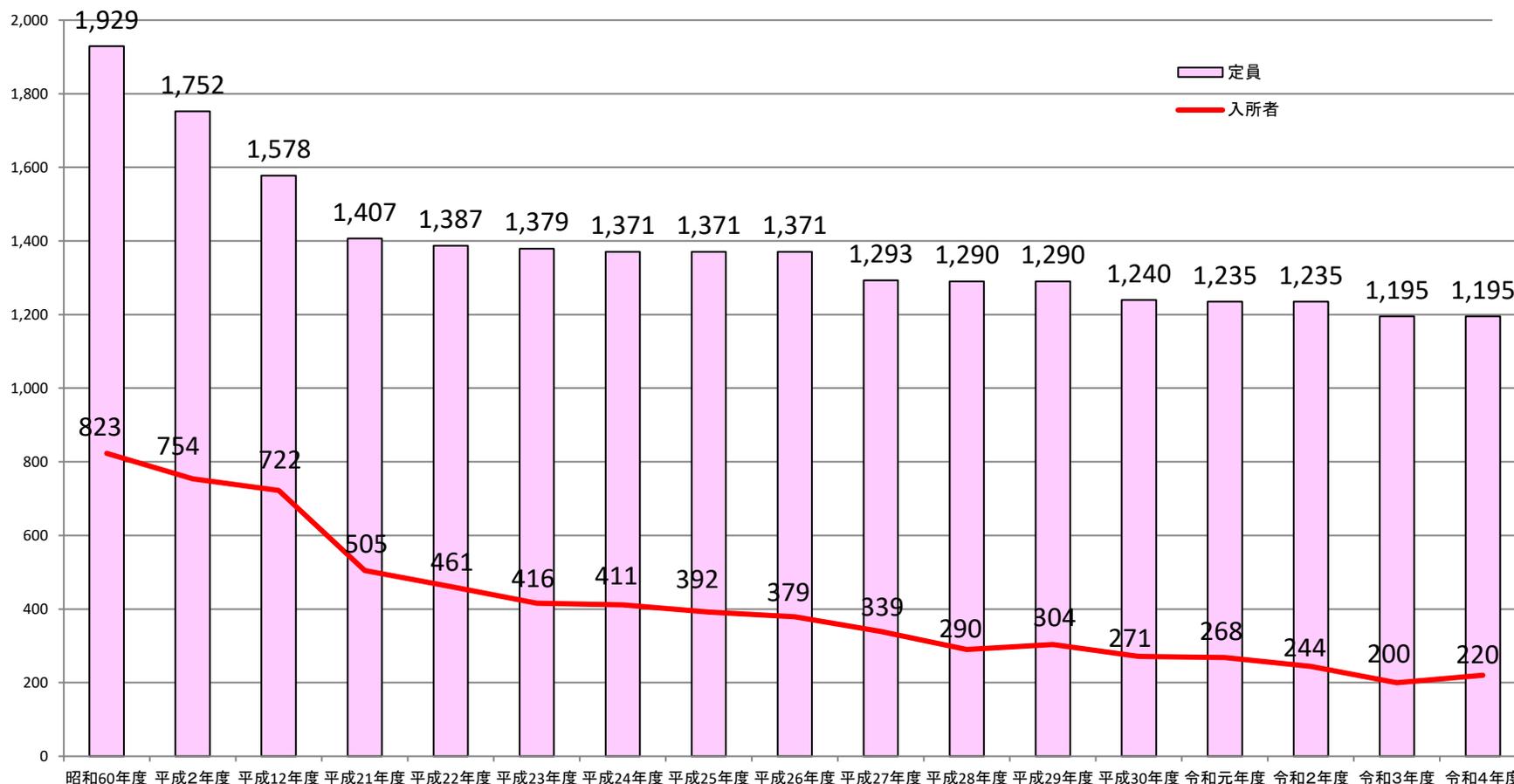
注2: うち9人は重複障害の者

女性自立支援施設の入所者数及び定員の推移

○女性自立支援施設の入所者数及び定員は年々少しずつ減少している。

○定員に対する充足率も低下してきている。 昭和60年 42.7% → 令和4年度 18.4%

(単位:人)



注) 入所者のうち、平成17年度までは10/1時点の入所者数、平成17年度以降は年間平均入所者数

※ 数値は旧婦人保護施設によるもの

**女性自立支援施設退所理由
(令和4年度中の退所者：320人の内訳)**

退所理由	(R4年度)	
	人	%
自立	145	45.3%
帰宅	19	5.9%
帰郷	25	7.8%
結婚	0	0.0%
他の社会福施設等へ入所	94	29.4%
病院へ入院	4	1.3%
無断退所	6	1.9%
その他	27	8.4%
合計	320	100.0%

※ 数値は旧婦人保護施設によるもの

行政説明 2

困難な問題を抱える女性への支援に関する 法律について

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「**孤独・孤立対策**」といった視点も含め、**新たな女性支援強化が喫緊の課題**。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「**売春をなすおそれのある女子の保護更生**」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、**先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」**といった視点も取り入れた**新たな支援の枠組みを構築**。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

■ 目的・基本理念

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「**売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生**」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター

(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員

(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設

(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ **支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援**
⇒**官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援**



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)

- 第5条 勧誘等
- 第6条 周旋等
- 第11条 場所の提供
- 第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)

- 第17条 補導処分
- 第18条 補導処分の期間
- 第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)

- 第34条 婦人相談所
- 第35条 婦人相談員
- 第36条 婦人保護施設
- 第38条 都道府県及び市の支弁
- 第40条 国の負担及び補助

存続

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

目的・定義【第1条・第2条】 売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い

- ➡ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進
⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

* 「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう

基本理念【第3条】

- ① 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に
応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康
の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- ② 支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- ③ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

○ 国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務

○ 関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

○ 緊密な連携【第6条】 ① 関係地方公共団体相互間の緊密な連携、② 支援を行う機関と福祉事務所、児童相談
所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法
支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計
画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

○女性相談支援センター【第9条】（←現行の「婦人相談所」を名称変更）

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護(※)、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う

* 支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援

(※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。)

○女性相談支援員【第11条】（←現行の「婦人相談員」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う

* 必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

○女性自立支援施設【第12条】（←現行の「婦人保護施設」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

支援調整会議【第15条】 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う(※構成員の守秘義務・罰則も規定)

○教育・啓発【第16条】 ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けることができるようにする

○調査研究の推進【第17条】 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】 支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

○民間団体に対する援助【第19条】

費用の支弁等【第20～22条】 都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）

施行期日等【附則】

1 施行期日 令和6年4月1日

2 検討 ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目途）
②法律全体の見直し（施行後3年を目途）

3 関係法律の整備 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除等

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」関係政省令のポイント

女性相談支援センターに関する政令

■ 女性相談支援センターの所長の要件

- ・所長は、所長の職務を行うに必要な専門的な知識経験及び女性の人権に関する識見を有するもののうちから任用しなければならない

■ 女性相談支援センターの職員要件

- ・相談をつかさどる職員は、社会福祉主事たる資格を有する者のうちから任用しなければならない
- ・医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助をつかさどる職員は、以下から任用するように努めなければならない
 - ①医師であって、精神衛生に関して学識経験を有するもの
 - ②大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者
 - ③①②に掲げる者に準ずる者

■ 女性相談支援センターの運営に関し、国が負担する費用の範囲等

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則（省令）

■ 女性相談支援センターにおいて一時保護ができる場合の要件

- ①緊急に保護することが必要と認められる場合（法律）
- ②配偶者や親族等からの暴力から保護することが必要な場合
- ③ストーカー被害からの保護が必要な場合
- ④人身取引等からの保護が必要な場合
- ⑤住居がない又は何等かの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与えるおそれがある場合
- ⑥心身の健康の確保のために保護が必要な場合
- ⑦その他、保護しなければ生命または心身の安全が確保されないおそれがある場合

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（省令）

■ 女性自立支援施設の設備・運営に関し、以下のような基準を定めるもの

- ・非常災害計画、BCP等の策定の義務付け
- ・職員配置基準（施設長、自立支援職員、栄養士又は調理師、看護師又は心理療法担当職員等）
- ・設備基準、居室面積基準（一人当たり9.9㎡以上〔←現行4.95㎡〕）、居室定員（原則個室〔←現行4人以内〕）、食事、保健衛生等
- ・帳簿管理、職員の秘密保持義務等

※居室面積・定員に係る改正については、基準変更時の一般的経過措置（施行前に存する施設は改築まで従前の基準によることができる）を設ける

女性活躍・男女共同参画の重点方針2023〈抄〉

(令和5年6月13日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定)

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(2) 性犯罪・性暴力対策の強化

- ⑫ 性犯罪・性暴力被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止性犯罪・性暴力の被害者や支援者等に対して、インターネット上等での誹謗中傷が行われることにより、その尊厳が損なわれたり、活動への支障等により性犯罪・性暴力の根絶に向けた歩みが妨げられるようなことはあってはならない。国際社会とも歩調を合わせつつ、あらゆる機会を通じて、こうした姿勢を発信すること等により、性犯罪・性暴力被害者や支援者等への誹謗中傷行為を許さない社会規範の形成に努め、その防止を図る。また、刑罰法令に触れる行為が認められる場合には、個々の事案の具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき厳正に対処する。

(4) 困難な問題を抱える女性への支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)の令和6年4月の円滑な施行に向けて、女性相談支援センター(旧婦人相談所)や女性自立支援施設(旧婦人保護施設)の機能強化など各都道府県での支援体制の計画的な整備、常勤化や市町村への配置の促進などを含む女性相談支援員(旧婦人相談員)の人材の確保・養成・処遇改善の推進、困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体の掘り起こしや事業継続等への支援、民間団体との協働の促進などを図る。

経済財政運営と改革の基本方針2023 (いわゆる「骨太の方針」)〈抄〉

(令和5年6月16日 閣議決定)

第2章 新しい資本主義に向けた改革

4. 包摂社会の実現

(女性活躍)

女性版骨太の方針2023に基づき、(略)DV対策、性犯罪・性暴力対策、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の円滑な施行、事業主健診の充実、フェムテックの利活用やナショナルセンター機能の構築を含めた女性の健康支援、W P S等により女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現する。

(共生・共助社会づくり)

人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する。このため、(略)さらに、認知症の人や家族に対する支援、障害者の地域生活の支援、生涯学習の推進、就労支援、情報コミュニケーション等に対する支援、官民協働の支援体制構築等困難な問題を抱える女性支援の強化、労働者協同組合の活用促進、成年後見制度を含めた総合的な権利擁護、無戸籍者の解消、性的マイノリティに関する正しい理解や社会全体が多様性を受け入れる環境づくりの促進等を図る。

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」概要

(令和5年厚生労働省告示第111号)

0. 基本方針のねらい等

- 旧売春防止法に基づく婦人保護事業から新法に基づく女性支援事業への転換

1. 困難な問題を抱える女性への支援の現状

- 心理的、医療的側面からの支援が重要
- 支援を必要とする者に確実に支援が届く体制をつくることが重要
- 民間団体による支援活動の特長を生かし、行政と民間団体の協働が必要

2. 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

施策の対象者

- 「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性）」

基本理念

- 「繋がり続ける」支援
- 包括的かつ切れ目なく、どこでも必要十分な支援を受けられる体制の整備
- 女性の人権擁護、男女の平等実現

国、都道府県、市町村の役割分担と連携

- 国及び地方自治体の責務、適切な役割分担と連携が必要

支援の基本的な考え方

- 個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービスも活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含む「自立」を支援
- 「本人の自己決定」及び「自己選択」が重要

支援に関わる関係機関等

- 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、民間団体、その他機関とそれぞれの役割

支援の内容

- アウトリーチによる早期把握、居場所の提供、相談支援、一時保護
- 被害回復支援、日常生活の回復支援、同伴児童への支援、自立支援、アフターケア

支援の体制

- 中心となる3機関間の連携、民間団体の連携、関係機関との連携
- DV防止法に基づく施策との関係

支援調整会議

- 設置は地方公共団体の努力義務
- 代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等、段階を分けて実施

教育・啓発

- 相談窓口等の周知、意識醸成、施策への一般理解等

人材育成

- 国による研修のカリキュラムの構築や、ポータルサイトの構築、職員の適切な処遇の確保、研修に参加しやすい職場環境の整備等

調査研究等の推進

- 困難な問題を抱える女性への支援の状況等に関する実態調査の定期的実施
- 支援対象者の権利擁護の仕組み及び支援の質の評価の仕組みの検討に資するための調査研究

3. 都道府県等が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項

- 基本計画の期間（原則5年）
- 他の計画との関係（関連の深い計画との一体的策定）
- 基本計画策定前の手続（課題把握、基本目標の明確化等）
- 計画に関する評価と公表

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」概要 (都道府県及び市町村 関連部分 一部抜粋)

第2 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項 2. 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関して中核的な役割を果たすものとして、法第8条第1項の規定により、この基本方針に即して基本計画を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開していくことが必要である。都道府県は、法第3条の規定の趣旨を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援を行う者の活動の連携及び調整を図ることとする。

都道府県は、段階的・重層的な支援を行っていくため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、地域内の女性支援の実施状況や実施体制を把握し、女性相談支援センターの設置、女性相談支援員の配置、女性自立支援施設の設置状況を検証することが望ましい。また、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体との協働による女性支援を通じ、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備するものとする。

都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組（女性相談支援員の配置状況の見える化や、未配置市町村に対する女性相談支援員の配置等）を促していく役割を有する。

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」概要 (都道府県及び市町村 関連部分 一部抜粋)

2. 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携 (つづき)

市町村は、支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供するとともに、必要な場合は適切に当該市町村が所在する都道府県や他の市町村、関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先の都道府県や他の市町村等と連携して支援を行う等、関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。また、庁内での情報連携及び支援方針の決定が円滑に行われるよう、関連部署が参加する会議の開催等の工夫に努める。市町村は、法第8条第3項及び第11条第2項の規定により、この基本方針に即して基本計画を策定するよう努めるとともに、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

また、市町村は市町村内における、困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるほか、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働しての女性支援を積極的に担うことに努める。

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者により構成される支援調整会議を組織するよう努めるものとする。

都道府県及び市町村は、国による調査研究や研修等、予算事業等も活用しつつ、困難な問題を抱える女性への支援に係る施策の普及・啓発、効果的な支援の手法等に関する調査研究の推進、支援に係る人材の確保や養成及び資質の向上及び女性支援を行う民間団体の安全かつ安定的な運営の援助に努めるものとする。

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」概要 （「支援の基本的な考え方」一部抜粋）

3. 支援の基本的な考え方

法に基づく困難な問題を抱える女性への支援は、旧売春防止法に基づく「保護更生」の考え方とは大きく異なり、法第3条に規定する基本理念に基づいて行われるべきであり、困難な問題を抱える女性本人の心身の安全・安心の確保等に留意しつつ最大限にその意思を尊重し、本人の立場に寄り添って、相談やアウトリーチ等による発見から相談へつないでいくことが重要である。また、一人ひとりのニーズに応じて、施設等への入所、生活支援や被害からの回復支援を行い、地域生活への移行や自立支援まで、地域の関係機関等が連携・協働して包括的な支援を実施するものとする。なお、支援に際しては、次の点に十分留意する必要がある。

- ① 支援対象者が目指すべき自立は、経済的な自立のみを指すものではなく、個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含むものであり、「本人の自己決定」及び「自己選択」が重要な要素である。支援に当たっては、支援対象者が自己決定できるよう十分な情報提供に基づく、丁寧なソーシャルワークを行い、支援対象者に寄り添い一緒に考えていく姿勢が求められること。
- ② 支援に当たっては、多様な困難な問題を抱えた若年世代から子育て世代、中年・高齢世代と、幅広い年齢層の女性それぞれのライフステージに合わせて、各関係機関や民間団体等とも連携し、支援対象者の立場に寄り添った支援を行うことが必要であること。
- ③ 多様で複合的な困難な問題を抱える支援対象者の自立に向けての支援は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に遭った者をはじめとする支援対象者の多くが精神や身体を傷つけられ、自らの意思や希望等を表出することが難しい状況に置かれている場合も多く、自立を困難にしている諸要因を理解し、問題解決に向けて包括的に対応していく必要があること。

3. 支援の基本的な考え方 (前ページからのつづき)

- ④ 支援対象者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止め、支援対象者と寄り添い、つながり続ける支援を行うとともに、各関係機関につなぐ支援が重要であること。
- ⑤ 各関係機関や民間団体等が十分に協働・連携を図りながら継続し、寄り添いながら支援を行うことが重要であり、支援が途切れても繰り返しつながり支えていく姿勢を持って、支援に当たることが重要であること。
- ⑥ 特に、行政機関に支援を求めることができない、あるいは求めない女性の存在に留意し、アウトリーチ等を積極的に行う民間団体とも連携した支援対象者の早期発見への取組を進めることが必要であること。若年女性については、児童相談所等の関係機関とも連携しながら、制度の狭間に落ちないように、留意して対応する必要があること。
- ⑦ 支援に関わる者は、相談や保護の日時、相談先や支援対象者の氏名等を含む支援対象者の安全に関わる情報の取扱いに万全を期するものとし、支援対象者のプライバシーを尊重し、その個人情報について適切に取り扱うこと。また、関係機関が連携して支援を行う場合には個人の情報について共有することが必要となるため、支援調整会議を柔軟かつ機動的に活用するほか、共有する情報の取扱いについてあらかじめルールを決めることが望ましい。

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」概要

（女性相談支援センター関連部分 一部抜粋）

第2 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

4. 支援に関わる関係機関等

(1) 女性相談支援センター

女性相談支援センターの前身は、旧売春防止法において「婦人相談所」として規定され、「要保護女子」の「保護更生」に関し、①相談に応じること、②必要な調査や判定、指導を行うこと、③「要保護女子」の一時保護を行うこととされていた。法における女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性を支援するため、①支援対象者の立場に立って相談に応じることや、相談を行う機関を紹介すること、②支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護を行うこと、③支援対象者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助等を行うこと、④支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行うこと、⑤支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこととされている。女性相談支援センターは都道府県に設置義務があるほか、指定都市が設置することができる。

女性相談支援センターは、支援対象者が抱える問題やその背景、心身の状況等を適切に把握するためのアセスメントを踏まえ、本人の希望と意思を最大限に尊重しながらその時点において最適と考えられる支援を検討、決定し、実施する。アセスメントは一時保護の有無にかかわらず、支援の方針を決定するために必要なことであり、その際には、本人の同意を得た上で可能な限り市町村等の女性相談支援員や民間団体によるアセスメント結果の活用などの関係機関からの情報収集や分析、センター内のケース検討会議や支援調整会議等を活用した状況分析や支援内容の検討を行うことが重要である。また、一時保護を実施した場合や、女性自立支援施設への入所による自立支援が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等を中心とする個別ケースについては、健康状態が許さない場合等の例外を除き、本人の参画を得た上で、具体的な個別支援のための計画を策定する必要がある。なお、法の施行により、旧売春防止法に基づき制定された「婦人保護事業実施要領」は廃止され、従来の同実施要領に基づく「保護更生」を目的に行われてきた「判定」や「行動観察」は今後実施しない。さらに、女性相談支援センターは、関係機関と連携して支援を行う際の主たる調整機能を果たすことが望ましい。

女性相談支援センターの所長は、女性相談支援センターに関する政令（令和5年政令第85号）第1条において、「所長の職務を行うに必要な専門的な知識経験及び女性の人権に関する識見を有するものうちから任用しなければならない」とされているが、女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性への支援又はその関連分野に取り組んだ相当年数の実績を持ち、高い人権意識とともに支援対象者の保護、被害回復支援、自立支援等に関する専門知識を有するものであることが望ましい。

これまで一時保護される者は、配偶者等からの暴力を受け、安全確保が必要なものが中心となっていたが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則（令和5年厚生労働省令第37号（以下「法施行規則」という。））第1条各号に規定する多様な一時保護の対象者に対応するためにも、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和5年厚生労働省告示第109号）を満たす者への委託も積極的に検討することが望ましい。

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」概要 (女性相談支援員関連部分 一部抜粋)

(2) 女性相談支援員

法における女性相談支援員は、地方公共団体において、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職員である。都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市は女性相談支援員を置くものとし、指定都市以外の市町村は女性相談支援員を置くよう努めるものとする。女性相談支援員は支援対象者が適切な支援を受けられるよう、丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援し、必要に応じて関係機関と連絡調整を行う。市町村等の女性相談支援員は、支援対象者にとって最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たすとともに、支援対象者に寄り添いながら、支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施機関と連携して、本人のニーズに照らし、戸籍や住民票の発行、転出入手続、各種手当の受給に係る手続、公営住宅への入居、児童の養育に関する支援、各種福祉サービスの調整等のコーディネート及び同行支援を行い、関係部署と連携して支援対象者を適切な支援につなげる役割を有し、継続した支援を行うものである。なお、女性相談支援員が設置されていない市町村においては、女性相談を担当する部署において必要な支援を行う。また、一時保護や女性自立支援施設の利用等を要する者に関しては、都道府県との連絡調整を行う。都道府県の女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性への支援の中核を果たす機関に属する者として、支援対象者にとって適切な生活の場で適切な支援を受けられるよう、支援対象者の意思決定を支援し、関係機関と連絡調整を行う。また、生活の場となる施設の目的、役割及び支援の内容について支援対象者に説明した上で、本人の同意を得て一時保護や女性自立支援施設等の利用の調整を行う。

女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の任用に特に配慮するとともに、女性相談支援員は支援対象者と継続的な信頼関係を構築することが極めて重要であり、長期的な支援が必要なケースも多数存在することに留意することが必要である。また、支援に当たり、女性相談支援員が孤立することのないよう、各都道府県又は市町村においては、個々の女性相談支援員の業務を十分にサポートする必要があるとともに、女性相談支援員が支援に必要な情報等へのアクセスを制限されていることや、支援に活用すべき他部署のサービス・給付等との連携が図りづらい状況に置かれることは、女性相談支援員の役割を果たすに当たって支障となるため、その役割を十分に果たすことができるよう、必要な情報等へのアクセスや支援ツールの利用、他部署連携等について、当該支援員が所属する部署の長が十分に配慮することが必要である。

女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性にとっての相談窓口となり、必要に応じて関連施策や制度等の活用、関係機関との連携等を図りつつ支援を行う者であるため、社会福祉に関する知識や、相談支援に関する専門的な技術・経験を持ち、任用後も研修や勉強会等を通じて継続的に支援のための能力向上に努めるとともに、女性相談支援員をサポートする体制を整備することが望ましい。

また、女性相談支援員は、個別の相談者が抱える障害や疾病、暴力や虐待被害等の経験等にも配慮しつつ、相談者の意思を勘案した支援ができるよう、アセスメントを行い、個別の支援計画の策定に参画する。

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」概要 (女性自立支援施設関連部分 一部抜粋)

(3) 女性自立支援施設

法における女性自立支援施設は、①「困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行う」こと、②入所者の「心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行う」こと、③「自立の促進のためにその生活を支援」すること、④「退所した者について相談その他の援助を行うこと」とされている。また、女性自立支援施設においては、入所者が同伴した児童に対する学習及び生活に関する支援を行うこととされている。

女性自立支援施設は法において必置とはされていないが、様々な課題を抱えて他に居場所を見つけることが困難であるような者を含め、困難な問題を抱える女性が中長期に滞在できる落ち着いた環境で心身の健康の回復を図り、個々の自立に向けた準備をするための重要な機関であり、各都道府県に設置されることが望ましい。また、女性自立支援施設の広域利用を進め、支援対象者が必要に応じて入所できる体制をつくることが望ましい。

女性自立支援施設への入所決定は都道府県（女性相談支援センター）が行うが、施設への入所決定前に、支援対象者本人が施設の見学や体験宿泊を行い、事前説明を受ける機会を設けるとともに、入所前に何らかの支援を受けていた経緯のある支援対象者については、当該支援（入所前の民間団体による支援を含む。）の内容を都道府県において十分に把握した上で、当該支援の提供主体と積極的・継続的に連携することを検討することとする。また、入所前及び入所後においても、支援対象者の意向を丁寧に確認し、施設内で支援対象者が適切な支援を受けられているのかも含めて、入所決定を行った都道府県（女性相談支援センター）と女性自立支援施設が継続的に協議・確認する必要がある。さらに、女性相談支援センターにおける一時保護を経なくとも、同センターによる女性自立支援施設への入所決定及び入所手続きは可能であるため、都道府県においては、女性自立支援施設への入所に関する手続きを積極的に整備することとする。

女性自立支援施設に入所する者は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害から逃れ、それまでの居場所を失ったり、経済的に困難な状況を抱える等により、今後の生活に大きな不安を感じている場合が多い。そうした入所者の日常生活を回復していくためには、支援者が丁寧に寄り添い、傷ついた心のケアや今後の生活の不安へのケアを専門性をもって行っていくことが重要である。とりわけ性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害からの回復の支援に際しては、心理職等による専門的なケアが重要である。

女性自立支援施設において自立に向けた支援を行うに当たっては、施設の次の生活の場も視野に、都道府県及び市町村が長期的に関わっていくことや、必要に応じて（入所前に支援を行っていた団体・機関を含め）外部の機関・団体との継続的な連携を図っていくことが望ましい。

なお、女性自立支援施設には配偶者暴力被害者など加害者が探索することにより、危害を加えられる危険性のある支援対象者も生活していることから、事前の施設見学、体験宿泊の実施に当たっては施設の秘匿性の維持に十分留意して行うものとする。

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」概要 (支援の体制関連部分 一部抜粋)

6. 支援の体制

(1) 連携の基本的考え方

困難な問題を抱える女性への支援に関わるすべての関係機関・団体が、対等な関係性の下、女性本人を中心に、連携・協働することが重要である。支援調整会議の個別ケース検討会議をはじめとする本人中心の会議及び個別ケースの支援を必要に応じて重ねていくことで、相互に情報を共有し、それぞれの機関・団体の支援についての考え方や特徴について理解を深め、連携・協働の体制を強化することにつながっていく。

(2) 三機関の連携体制

女性相談支援センター、都道府県及び市町村の女性相談支援員、女性自立支援施設の三機関は、困難な問題を抱える女性への支援の中核の機関である。これらの三機関は、対等な関係性のもとで協働して女性への支援を実施するものであり、三機関の間で、定期的な意見交換の実施により、日常的な連携関係を深めることが望ましい。

都道府県及び市町村の女性相談支援員又は女性相談支援センターでの相談の受付から女性相談支援センターにおける一時保護、女性自立支援施設への入所、地域生活への移行、地域生活の継続の支援まで、近隣の地方公共団体における各機関も含む三機関による連携により、包括的・継続的な支援を行う。

また、女性自立支援施設への入所に際しては、一時保護を前置することは制度上必須ではなく、必要に応じ女性相談支援センターで入所決定手続きを行い、一時保護を経なくとも直接女性自立支援施設に入所し、三機関による情報連携のもとで支援が受けられる体制を整備する。また、女性自立支援施設への入所に際しては、施設への直接の相談や、見学、体験宿泊等を可能とすることを検討し、安心して利用しやすい配慮を行うことが重要である。

なお、女性相談支援センターと女性自立支援施設の両者が併設されている場合が多いが、秘匿性の高い者の一時保護等に重点が置かれがちで、それぞれの機能が十分に発揮されていないという指摘もあることから、併設されている場合も、女性自立支援施設としての中長期的な専門的支援が行いうるようその在り方を検証することが重要である。

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」概要 (民間団体との連携関連部分 一部抜粋)

6. 支援の体制

(3) 民間団体との連携体制

困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を支援対象者に確実に届けるためには、独自の知見や経験、支援技術を持つ民間団体との協働が重要であり、個人情報 の適正な取扱いを確保した上で支援調整会議を活用しつつ、行政機関による広範な分野の多様な支援施策と、民間団体による支援のそれぞれの強みを生かした相互連携が重要である。一方、人材確保や運営資金の確保が困難な民間団体もあることや、民間団体が少ない地域もあることから、国は、民間団体相互間で情報共有や意見交換、連携した支援ができるための全国的なネットワークの構築に努めるとともに、国及び地方公共団体において、各地域における支援の実質的な担い手となる、女性支援を行う意向のある民間団体の立ち上げ、民間団体が運営を継続するに当たっての支援や、人材育成の支援を行う。また、国は、行政機関と民間団体の協働事例の調査や、横展開に向けた取組を推進する。

なお、多様な民間団体の中には、必ずしも困難な問題を抱える女性への支援として適切でない団体もあるとの指摘もあり、国及び地方公共団体は、支援対象者や民間団体等からの情報を注意深く収集し、現場における支援に支障をきたすことのないよう適切な対応に努めるものとする。

また、連携に当たっては、幅広い年代の困難な問題を抱える女性の支援に取り組む団体が育成されるよう留意するとともに、困難な問題を抱える女性が、性暴力や性的虐待、性的搾取等の困難の原因・背景となっている構造に依存しないで生活することができるよう支援することの重要性に対する十分な理解が関係者に共有されるよう留意する。

女性支援の充実に向けた宣言(三田宣言)

(令和6年1月26日女性支援新法全国フォーラム合意)

- ① 女性支援新法の趣旨に則り、支援対象者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止め、困難な問題を抱える女性を取り残されたり、制度の狭間に落ちないように、当事者主体の観点から、支援機関が責任を持って必要な支援をコーディネートすること。
- ② 女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じて、きめ細かで包括的な支援を受けられるよう、丁寧なソーシャルワークを行い、関係する行政機関と関係団体において、つなぐ支援、つながり寄り添い続ける支援を実践すること。特に、一時保護や女性自立支援施設における中長期的支援が必要な女性に関しては、その円滑な利用が促進されるよう、ニーズに合った支援を行うこと。
- ③ 行政機関と民間団体が、地域で顔の見える関係を構築し、互いの良さや強みを生かして、対等な立場で連携・協働することで、より良い女性支援を目指すこと。
- ④ 性犯罪・性暴力等の被害者など困難な問題を抱えた女性たちや、支援者等に対して、様々な形で誹謗中傷や妨害行為が行われることにより、支援へのアクセスが妨げられ、その尊厳が損なわれたり、活動への支障等により性犯罪・性暴力等の根絶に向けた歩みが妨げられるようなことはあってはならず、すべての支援者、支援機関が一丸となって、こうした姿勢を発信すること。

行政説明 3

女性支援事業に関する予算事業について

令和6年度 困難な問題を抱える女性への支援関係当初予算の概要

厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室

令和6年度当初予算 52億円（48億円）※（）内は前年度当初予算

○ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、抱えている問題及び背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制整備を図る。

- ・ 女性相談支援員（非正規職員）の配置に必要な費用（女性相談支援員活動強化事業）
- ・ 支援調整会議の設置・運営に必要な費用（困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業）
- ・ 民間団体との協働による支援の実施に必要な費用（民間団体支援強化・推進事業、若年被害女性等支援事業 等）
- ・ 女性相談支援センターの一時保護所の運営費（女性保護事業費負担金 等）
- ・ 女性自立支援施設の運営費（女性自立支援事業費補助金 等）
- ・ 女性相談支援センターにおける移送費や人身取引被害者の通訳者雇上費用（女性相談支援センター運営費負担金） 等

<主な拡充事項>

1. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業

- ・ 女性相談支援員手当の拡充（勤勉手当の創設、実施主体の拡大：都道府県・市 ⇒ 都道府県・市町村）
- ・ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の拡充（実施主体の拡大：市 ⇒ 都道府県・市町村）
- ・ 女性自立支援施設通所型支援モデル事業の創設

2. 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金

- ・ 女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設における通訳者雇上費の対象者の拡充

<当初予算の内訳>

- ◇ 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円（23億円）
- ◇ 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金・女性相談支援センター運営費負担金 27億円（26億円）
- ◇ その他（研修費用）

困難な問題を抱える女性支援推進等事業費について

【令和6年度当初予算案 26億円（23億円）※括弧内は前年度当初予算】

<R6年度当初予算案における主な拡充事項>

- ・ 女性相談支援員手当の拡充（勤勉手当の創設、実施主体の拡大（都道府縣市 ⇒ 都道府縣市町村））
- ・ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の拡充（実施主体の拡大（市 ⇒ 都道府縣市町村））
- ・ 女性自立支援施設通所型支援モデル事業の創設

1 体制構築・広報啓発等

- 1 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業
・ 基本計画の策定支援、専門職採用活動 等
- 3 民間団体支援体制強化・推進事業
・ 民間団体の掘り起こし・育成等
- 5 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業
・ DV被害者及び同伴家族の保護支援に必要な連携体制を構築
- 7 困難な問題を抱える女性支援に関する啓発活動事業
・ 本庁又は女性相談支援センターにおける広報活動を実施

2 相談支援等

- 1 休日夜間電話相談事業
・ 女性相談支援センターにおいて夜間・休日の電話相談を実施
- 3 法的対応機能強化事業
・ 女性相談支援センターにおいて法的対応のための弁護士を配置
- 5 女性相談支援員活動強化事業【拡充】
・ 女性相談支援員（非正規）の手当等の支給

3 一時保護・施設入所等

- 1 一時保護所入所者個別対応強化事業
・ 一時保護所において個別対応職員を配置
- 3 女性自立支援施設通所型支援モデル事業【新規】
・ 女性自立支援施設の専門性を生かした通所型支援を実施
- 5 DV被害者等自立生活援助事業
・ 民間団体を活用し、DV被害等女性の一時的な居場所を提供

4 アフターケア

- 1 女性自立支援施設退所者自立生活援助事業
・ 女性自立支援施設において、施設退所者のアフターケアを実施

2 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【拡充】

- ・ 関係機関により構成される協議会の設置・運営
- 4 女性相談支援センター等職員への専門研修事業
・ 女性相談支援センターの職員等を対象とした研修実施
 - 6 専門通訳要請研修事業
・ 人身取引被害者への支援に必要な通訳者を養成

- 2 女性相談支援センターSNS等相談支援事業
・ 女性相談支援センターにおけるSNSを活用した相談支援を実施
- 4 DV対応・児童虐待対応連携強化事業
・ 女性相談支援センターに児童相談所と連携を図るための職員を配置
- 6 若年被害女性等支援事業
・ 民間団体を活用し、若年被害女性等に対するアウトリーチ支援や居場所の提供、自立支援等を実施

- 2 同伴児童学習・通学支援事業
・ 一時保護所において学習指導員を配置。通学のための同行支援を実施
- 4 女性自立支援施設入所者の地域生活移行支援事業
・ 女性自立支援施設の入所者に対し、退所前の地域生活体験を実施

5 国事業

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築等事業

令和6年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **26** 億円の内数 (23億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

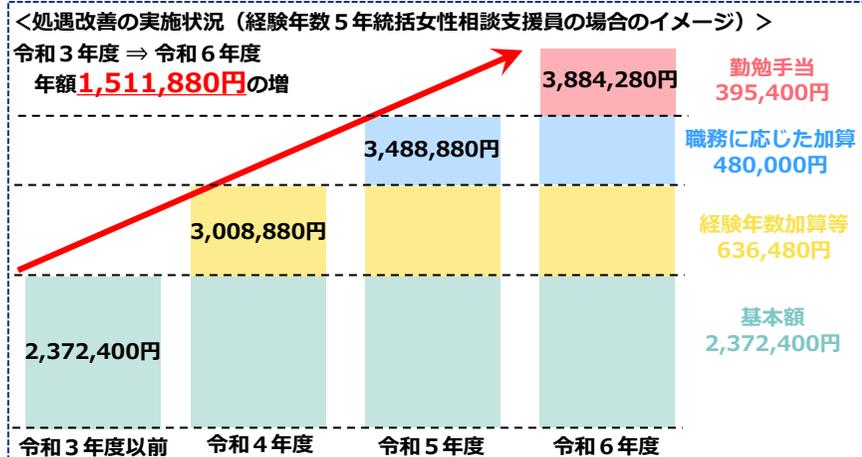
- 困難な問題を抱える女性への支援の担い手となる女性相談支援員（非正規職員）の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 女性相談支援員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供する。
- さらに、女性相談支援員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

【拡充内容】

- 女性支援新法の施行を踏まえた**実施主体の拡大（町村の追加）**。
- 地方自治法の一部を改正する法律を踏まえた、**勤勉手当の新設**。



3 実施主体等

<実施主体>

都道府県・市**町村**（特別区含む）

<補助率>

国 1 / 2（都道府県・市**町村** 1 / 2）

<相談員配置実績等>

相談員数：1,595人（R5.4.1時点）
相談対応件数：延べ434,285件（R4年度）

<補助単価案>

1. 女性相談支援員手当等

(1) 女性相談支援員手当

- ア 基本額 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
- イ 経験年数加算（R4～）
 - i 経験年数3～9年の者 研修修了者：月額 4,500円 ×（経験年数-2年）
研修未修了者：月額 3,500円 ×（経験年数-2年）
 - ii 経験年数10年以上の者 研修修了者：月額 45,000円
研修未修了者：月額 35,000円
- ウ 期末手当（R4～） 研修修了者：年額 474,480円
研修未修了者：年額 369,360円

工 勤勉手当（R6～） 研修修了者：年額 395,400円

研修未修了者：年額 307,800円

- (2) 統括女性相談支援員加算 月額 40,000円（R5～）
- (3) 主任女性相談支援員加算 月額 5,000円（R5～）

2. 女性相談支援員活動費

- ア 都道府県 女性相談支援員の数 × 60,000円
- イ 市町村 女性相談支援員の数 × 51,000円
- ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円
- 工 代替職員 1自治体あたり年額 246,080円

困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【令和3年度創設】

令和6年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数 (23億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援員を配置している市区単位等で、女性相談支援センター等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）を構築・運営し、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供する。

【拡充内容】

- 女性支援新法の施行を踏まえ、事業の実施主体（現行：市区）について、新たに**都道府県及び町村を対象として加える。**

2 事業の概要・スキーム

(1) 地域協議会

ア 代表者会議

ネットワークの構成機関の代表者が参集し、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催し、①支援対象女性への支援方針全体の検討、②実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価等について協議を行う。

イ 実務者会議

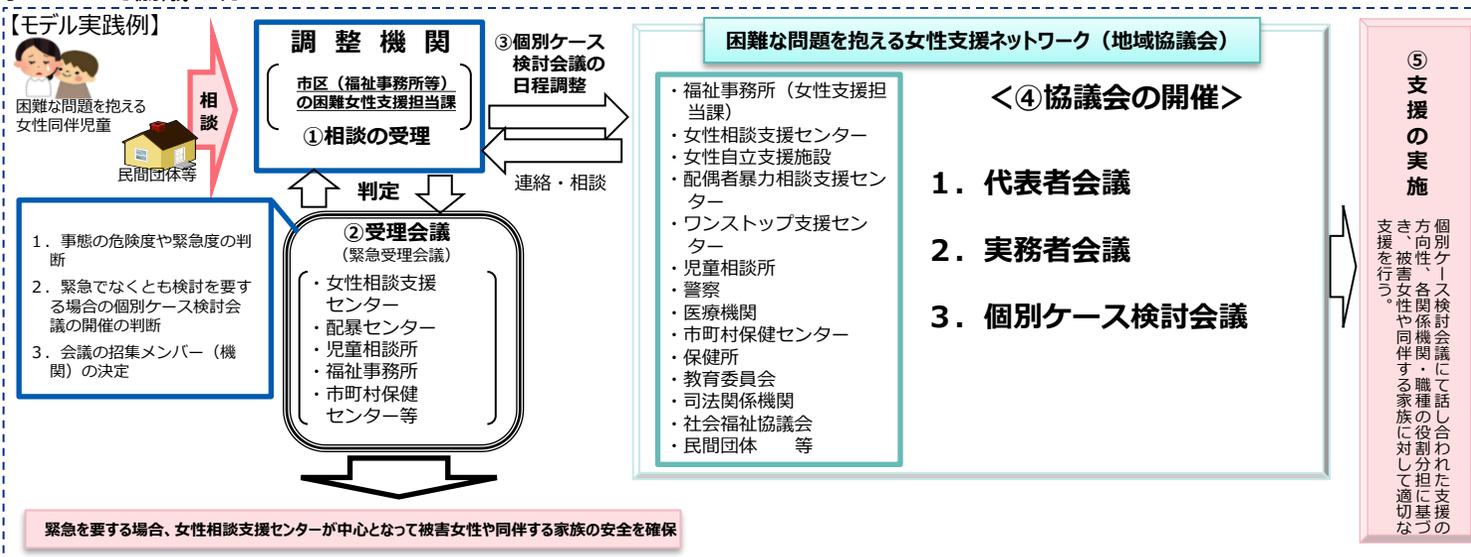
実際に支援を行う実務者から構成される会議であり、①全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し、②定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、③支援対象者の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握、④協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告等について協議を行う。

ウ 個別ケース検討会議

個別の支援対象者について、直接の担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。

(2) 調整機関

調整担当者を置き、地域協議会に関する事務を統括するとともに、支援対象者に対する支援が適切に実施されるよう、実施状況を的確に把握し、必要に応じて女性相談支援センター、その他の関係機関等との連絡調整を実施する。



3 実施主体等

【実施主体】 **都道府県**・女性相談支援員を設置している**市町村**（特別区含む）

【補助単価案】 1自治体当たり 8,770千円 【補助率】 国：10／10

令和6年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26 億円の内数

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性のうち女性自立支援施設（現：婦人保護施設）への入所による支援が望ましいと考えられる女性であっても、若年女性、同伴児のいる女性、障害を持つ女性等の概ね3割が入所につながっていない。
- また、入所につながらなかったケースについては、その後の行き先や支援の状況が把握できない場合も多く、支援が途切れている可能性もある。
- そのため、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けられる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

参考：困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本方針（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（抜粋）

特に、女性自立支援施設への入所措置がなされない場合、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けることが難しいとの指摘もあることから、例えば通所により、女性自立支援施設等の支援担当者の専門性を活かした支援を受ける等、入所措置に至らない場合の新たな専門的支援の在り方について、検討を深めていくことが必要である。

2 事業の概要・スキーム

1. 日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援

日中活動等を通じて、日中の居場所を提供するとともに、就業意欲を高め、一般的な生活力を身につけるための支援を行う。

2. 心理療法

定期的な心理療法等を実施し、性暴力等の被害からの心身の健康の回復を図る。

3. ピアサポート

施設入所者を含め、同じ立場や境遇、経験等を有する女性同士の情報交換や交流の場の提供など、当事者性を活かしたサポート活動を行う。

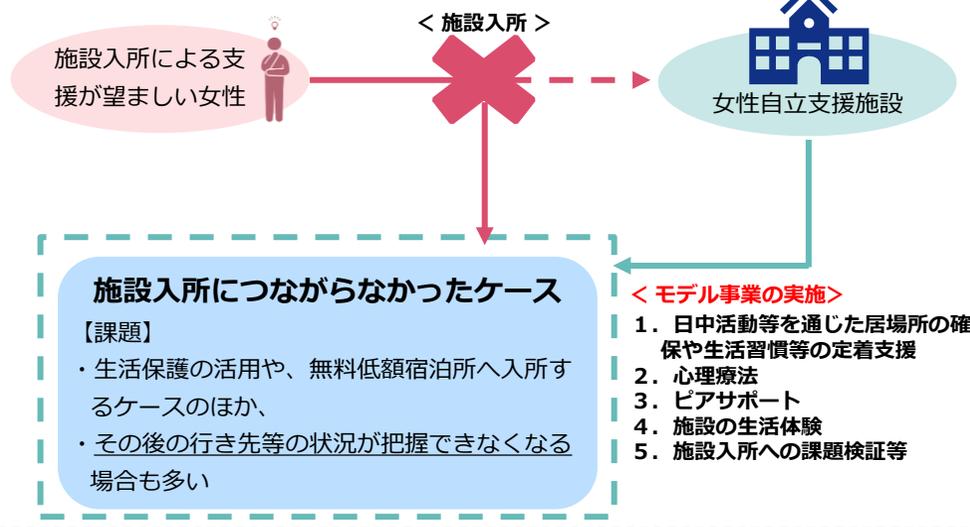
4. 施設の生活体験

施設入所が望ましい者等について、事前に施設における生活を体験することで、本人の意思決定等を支援する。

5. 施設入所への課題検証等

入所に至らなかったケースについて、その要因を検証し、必要な見直しを図るとともに、必要に応じた入所の促進を図る。

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】都道府県

【補助率】3/4

【補助単価案】1施設あたり 5,571千円、4の利用者一人当たり日額2,405円

困難女性支援活動・DV対策機能強化事業【平成14年度創設】

令和6年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（23億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性への支援及び暴力被害女性の保護を目的として、啓発活動を行うとともに、早期発見に努め、必要な相談等に要する経費を補助する。

2 事業の概要・スキーム

1. 困難女性支援活動推進等事業強化対策費（H14～）

（1）困難な問題を抱える女性支援に関する啓発活動事業

困難な問題を抱える女性への支援の推進を図るための広報啓発を実施。
【補助単価案：1自治体あたり年額 384千円～672千円】

（2）女性自立支援施設退所者自立生活援助事業費

女性自立支援施設に生活援助指導員を配置し、退所者への相談・指導等を実施。
【補助単価案：1施設あたり年額 967千円又は1,933千円
+対象者や取組に応じた加算】

2. 配偶者からの暴力対策機能強化事業

（3）休日夜間電話相談事業（H14～）

電話相談員を配置し、平日時間及び休日の電話対応を実施。
【補助単価案：1自治体あたり月額 最大1,084,290円】

（4）配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業（H14～）

女性相談支援センターや福祉関係など関係機関との連絡会議等を開催。
【補助単価案：1自治体あたり 年額800,800円】

（5）女性相談支援センター等職員への専門研修事業（H14～）

配偶者からの暴力の特性や、通信機器の取扱いによって生じる危険性等への理解を深めるための研修を実施。
【補助単価案：1自治体あたり年額 87,070円～261,210円】

（6）女性相談支援センター一時保護所入所者個別対応強化事業（H30～）

一時保護所に、個別対応職員を配置し、暴力のほか障害や疾病等を複合的に抱えているケースにも適切に対応できる体制を確保する。
【補助単価案：1自治体あたり年額 5,866千円】

（7）法的対応機能強化事業（H18～）

女性相談支援センターに非常勤弁護士等を配置し、DVや人身取引被害者からの法的相談を実施。
【補助単価案：1自治体あたり年額 769,080円】

（8）専門通訳者養成研修事業（H21～）

人身取引及びDVに関する専門的な知識をもった通訳者の養成研修を実施。
【補助単価案：1自治体あたり 年額667,790円】

（9）女性相談支援センターSNS等相談支援事業（R2～）

女性相談支援センターにおいて、SNSなど即応性のある文字情報等による相談支援を実施。
【補助単価案：1か所あたり年額 41,763千円】

（10）DV対応・児童虐待対応連携強化事業（R2～）

女性相談支援センターに、社会福祉士や保健師資格を有する者等を児童虐待防止対応コーディネーターとして配置し、児童相談所等と連携を図る。
【補助単価案：1自治体あたり年額 6,251千円】

（11）同伴児童学習・通学支援事業（R2～）

一時保護所において、学習指導員を配置し、同伴児童の学習指導等を行うとともに、生活指導員を配置し、小・中学校等に通学する際の同行支援を実施。
【補助単価案：学習支援 1施設あたり 1,635千円+連絡調整加算2,518千円
通学支援 1施設あたり 1,999千円】

（12）女性自立支援施設入所者の地域生活移行支援事業（H24～）

女性自立支援施設において、入所者を退所前に施設付近の住宅において生活させ、地域生活等の体験支援を行う。
【補助単価案：1施設あたり年額 600千円】

3 実施主体等

【実施主体】（1）、（2）、（12）：都道府県、（3）～（4）、（6）～（11）：都道府県及び女性相談支援センター設置指定都市
（5）都道府県、女性相談支援センター設置指定都市及び女性相談支援員設置市（特別区含む）

【補助率】 1/2 【令和5年度事業実施自治体】59自治体※（1）～（12）のいずれかを実施しているもの。

DV被害者等自立生活援助事業【平成26年度創設】

令和6年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（23億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 一時保護所退所後のDV被害等女性が、地域で自立し定着するための支援体制を構築するとともに、DV被害等女性に対する支援の推進を図る。

2 事業の概要・スキーム

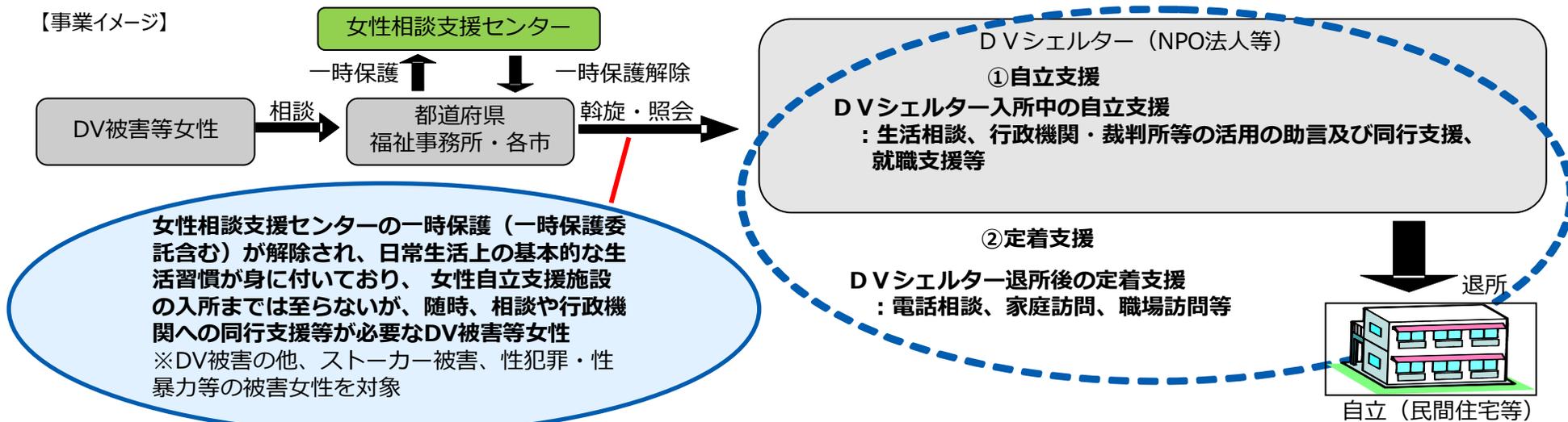
(1) 自立支援事業

DVシェルター等の一時的な居住場所に居住するDV被害等女性に対し、必要に応じて、①生活相談（金銭管理、整理整頓、食生活、健康管理等）、②行政機関・裁判所等の活用方法の助言及び同行支援、③就職支援、④その他必要な相談などDVシェルター等からの退所に向け必要な支援を行う。

(2) 定着支援事業

自立支援事業により、DVシェルター等を退所した者に対し、必要に応じて、①電話相談、②家庭訪問、③社会生活の場（地域活動の場、職場など）への同行等の職員による相談、助言など、地域生活を定着させるための継続的な支援を行う。

【事業イメージ】



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市（特別区含む） 【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市（特別区含む） 1 / 2

【補助単価案】 1か所当たり年額 4,700千円

【令和5年度実施都道府県】 13自治体（北海道、群馬県、埼玉県、兵庫県、鳥取県、香川県、高知県、福岡県、長崎県、神戸市、福岡市、明石市、北海道苫小牧市）

若年被害女性等支援事業【令和3年度創設】※平成30年度からモデル事業として実施

令和6年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（23億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) アウトリーチ支援

困難を抱えた若年被害女性について、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談支援等を実施。

(2) 関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

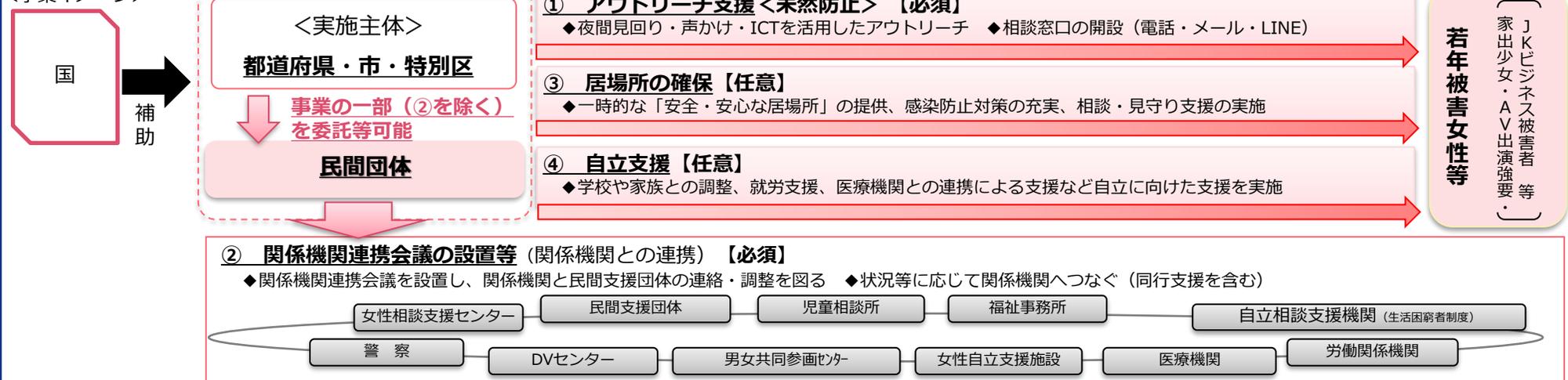
(3) 居場所の確保

一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された若年被害女性について、居場所を提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、不安や悩み等に対する相談支援を実施。

(4) 自立支援

継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

<事業イメージ>



3 実施主体等

実施主体：都道府県・市（特別区含む）
補助率：国 1/2、都道府県・市（特別区含む） 1/2
補助単価案：1か所あたり年額 45,649千円※（1）～（4）全て実施の場合

<事業実績>

令和4年度：3自治体（東京都、福岡県、札幌市）、6団体
令和5年度：5自治体（東京都、山口県、福岡県、札幌市、横浜市）、9団体

民間団体支援強化・推進事業【令和4年度創設】

令和6年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（23億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 様々な困難を抱え女性に対する多様な相談対応や自立に向けた支援を各地域で行えるよう、支援を担う民間団体の育成等を図る。

2 事業の概要・スキーム

(1) 民間団体支援推進事業

困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。

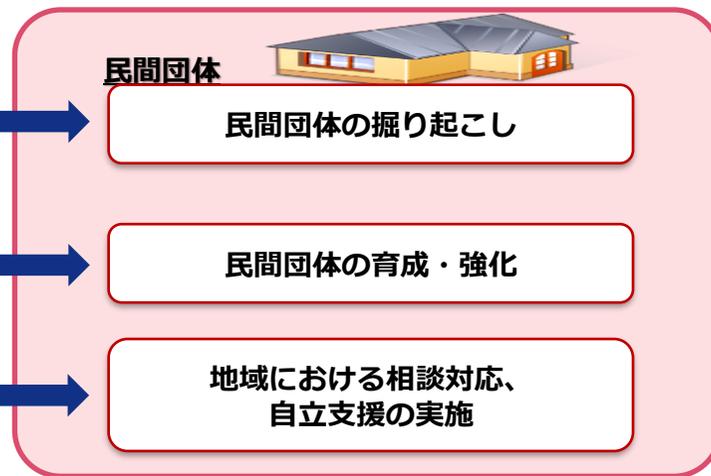
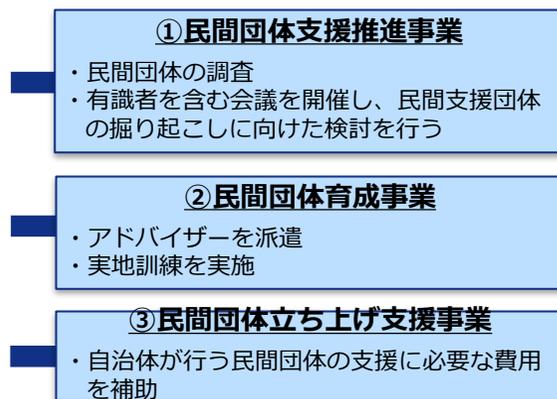
(2) 民間団体育成事業

都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。

(3) 民間団体立上げ支援事業

困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村（特別区含む）
【補助率】 国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2
【補助単価案】 1自治体当たり 年額最大 11,345千円

【事業実施自治体数】 令和4年度：1自治体（明石市）
令和5年度：3自治体（福島県、福岡県、明石市）

困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業【令和5年度創設】

令和6年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（23億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、支援対象者に適切な支援を提供するための体制整備を図る。

2 事業の概要・スキーム

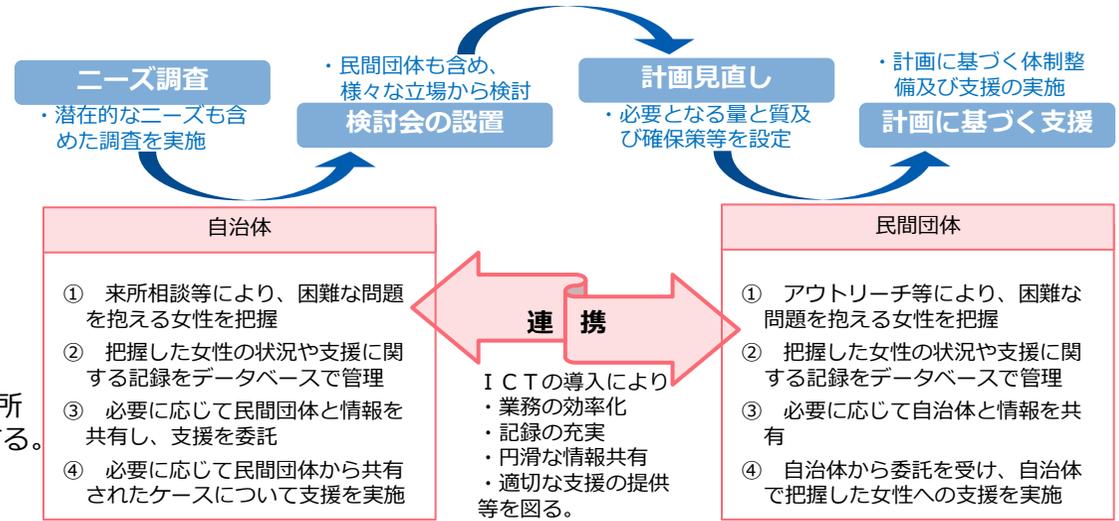
(1) 都道府県基本計画等の見直し等支援
都道府県基本計画等の見直しや、見直しに向けた実態調査等に必要となる費用（人件費、調査費、会議費等）の一部を補助する。

(2) 女性相談支援員等専門職採用活動支援事業
適切な支援を提供するための人材や専門性の確保（セミナー、インターンシップの受入れ、採用予定者に対する研修等）に必要な費用（人件費、旅費、会議費、印刷製本費等）の一部を補助する。

(3) ICT導入支援事業
ICTを活用した困難女性と繋がる仕組みの構築及び支援に関する記録等の情報管理等に必要な費用の一部を補助する。

(4) その他女性自立支援施設等への支援

- 生活向上のための環境改善事業**
女性自立支援施設、女性相談支援センター及び一時保護所の入所者等の生活向上を図るための改修等に必要な費用の一部を補助する。
- 身元保証人確保対策事業**
女性自立支援施設等に入所中・退所した者等が就職する際等に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約に必要な費用の一部を補助する。
- 職員の資質向上のための研修事業**
職員の資質向上や研修指導者の養成を図るため、施設種別・職種別に行われる研修への参加に必要な費用の一部を補助する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村（特別区含む） 【補助率】 国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2
 【補助単価案】 (1) 1自治体あたり2,647千円 (2) 1自治体あたり2,766千円 (3) 1自治体あたり1,320千円、1団体あたり1,386千円 等
 【事業実施自治体数】 令和5年度：41自治体

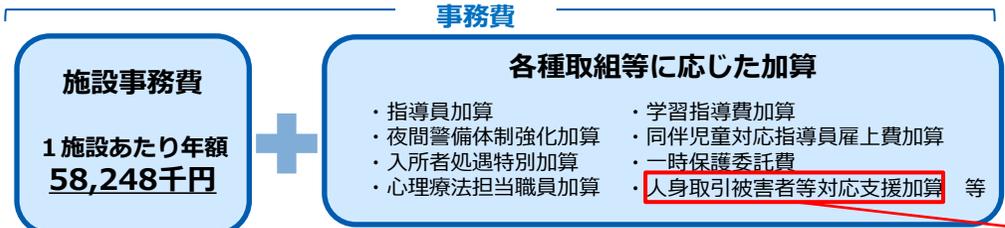
令和6年度当初予算 27億円（26億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。

2 事業の概要・スキーム

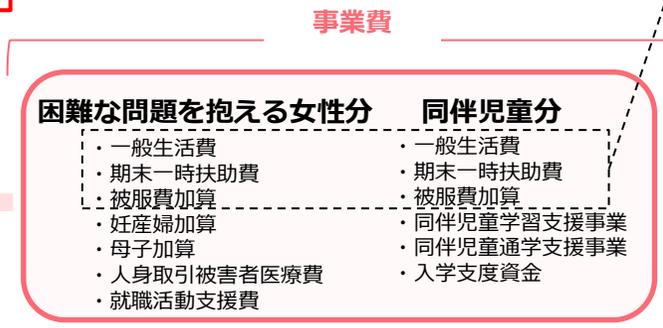
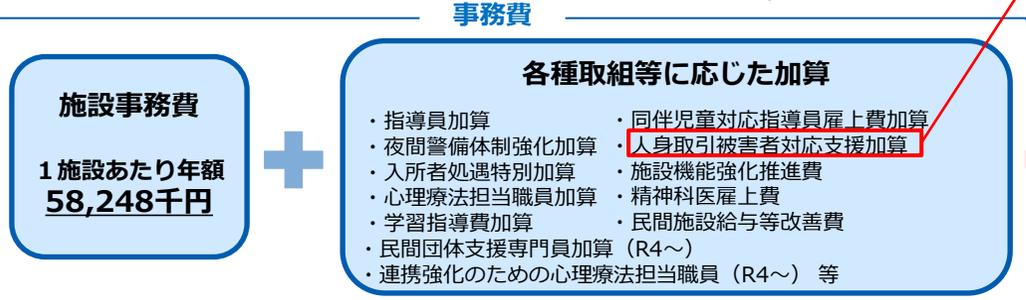
<女性保護事業費負担金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



通訳者雇上費の対象を人身取引被害者を含む全ての外国籍を有する者へ拡大

乳児同伴1名の場合の1世帯あたり月額 146,600円

<女性自立支援事業費補助金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



（内 R5年度一般生活費要保護女子分：
73,100円
乳児分：61,700円
幼児分：61,700円）

3 実施主体等

女性保護事業費負担金：（実施主体）都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
（補助率） 国5/10、都道府県・指定都市5/10

女性自立支援事業費補助金：（実施主体）都道府県
（補助率） 国5/10、都道府県5/10

女性相談支援センター運営費負担金【平成14年度創設】

令和6年度当初予算 16百万円（16百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援センターが行う困難な問題を抱える女性の移送や、外国籍を有するDV被害者・人身取引被害者等の保護に係る通訳の雇上等に必要な費用として、都道府県が支弁した経費に対し、国が負担するもの。

2 事業の概要・スキーム

（1）女性相談支援センター活動費

女性相談支援センターから困難な問題を抱える女性を女性自立支援施設、病院等へ移送する際の旅費及び連絡・調整等に要する役務費

（2）外国人女性緊急一時保護経費

外国人のDV被害者や人身取引被害者等を保護した際の通訳雇上費や在留資格の手続等で入国管理局等を訪問する際の旅費。また、人身取引被害者については、基本的に他法他制度の利用ができない場合の医療費を支給する。

（3）広域措置費

DV被害者において暴力加害者の追跡が激しく、自都道府県内では利用者の安全確保が図れないと判断される場合に、他の都道府県の女性相談支援センター及び女性自立支援施設等を利用することが有効かつ適切と見込まれる場合の移送費。

（4）相談・一時保護同伴児童経費

DV被害者等に同伴する児童のための保育及び学習教材備品等を整備し、相談及び一時保護の環境を整える。

※ 女性相談支援センターの人件費については、昭和60年度より一般財源化している。

3 実施主体等

（実施主体） 都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市

（補助率） 国5／10（都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市5／10）

「あなたのミカタ」とは・・・

- 「あなたのミカタ」は、性的な被害、家庭の状況そのた様々な事情により、日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性のための支援ポータルサイトであり、令和6年1月31日に公開（予定）。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、さまざまな支援情報や各自治体の相談窓口などを掲載。

主なコンテンツについて

女性支援新法について

困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行うこと等制度について解説

自治体の相談窓口一覧

自治体の相談窓口に関する情報（窓口の名称、電話番号、受付時間、HPなど）を掲載。

困難な問題の例示及び支援施策

「性被害問題」、「家庭の問題」、「経済的な問題」など、女性の抱える困難な問題を分かりやすく解説するとともに、活用できる支援施策等を紹介。

支援者向け情報

女性支援に関する関係通知及び調査研究等における成果物や、女性支援に関する広報啓発に活用可能なリーフレット等を掲載。

※コンテンツは順次更新予定

